



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川 崎 市 役 所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

条 例

◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第30号)	3917
◇川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(第31号)	3918
◇川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(第32号)	3918
◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第33号)	3924
◇川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例(第34号)	3927
◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(第35号)	3928
◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第36号)	3930
◇川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例(第37号)	3930
◇川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(第38号)	3931
◇川崎市武道館条例の一部を改正する条例(第39号)	3933
◇川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例(第40号)	3933
◇川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例(第41号)	3934
◇川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例(第42号)	3934
◇川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例(第43号)	3934
◇川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例(第44号)	3934
◇東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例(第45号)	3935
◇川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例(第46号)	3935
◇川崎市平和館条例の一部を改正する条例(第47号)	3937

◇川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例(第48号)	3937
◇川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例(第49号)	3937
◇川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(第50号)	3938
◇川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例(第51号)	3938
◇かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例(第52号)	3939
◇川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例(第53号)	3939
◇川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例(第54号)	3940
◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例(第55号)	3940
◇川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例(第56号)	3941
◇川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例(第57号)	3942
◇川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例(第58号)	3943
◇川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例(第59号)	3943
◇川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例(第60号)	3944
◇川崎市墓地条例の一部を改正する条例(第61号)	3946
◇川崎市霊堂条例の一部を改正する条例(第62号)	3947
◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第63号)	3947
◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例(第64号)	3947
◇川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例(第65号)	3948
◇川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改	

正する条例(第66号).....3948	◇道路区域の変更(第560号).....4034
◇川崎市市民館条例の一部を改正する条例(第67号).....3949	◇道路の供用開始(第561号).....4034
◇川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例(第68号).....3950	◇自転車等の撤去と保管(第562号).....4034
◇川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例(第69号).....3951	◇川崎都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第563号).....4035
◇川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例(第70号).....3951	◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第564号).....4035
◇川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例(第71号).....3951	◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第565号).....4035
◇川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例(第72号).....3951	◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第566号).....4035
◇川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例(第73号).....3952	◇道路区域の変更(第567号).....4035
規 則	◇道路区域の変更(第568号).....4036
◇川崎市職員退職年金条例施行規則の一部を改正する規則(第60号).....3952	◇道路の供用開始(第569号).....4036
◇川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則(第61号).....3952	◇道路区域の変更(第570号).....4036
◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第62号).....3953	◇道路の供用開始(第571号).....4036
◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第63号).....3953	◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイル及び保有個人情報業務の届出(第572号).....4037
◇川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則(第64号).....3953	◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第573号).....4037
◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第65号).....3955	◇地縁団体の告示事項の変更(第574号).....4037
告 示	公 告
◇川崎市人事委員会委員の選任(第546号).....3955	◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第1102号).....4037
◇予防接種の業務を行う医師(第547号).....3955	◇一般競争入札の執行(第1103号).....4037
◇道路区域の変更(第548号).....3955	◇一般競争入札の執行(第1104号).....4044
◇道路の供用開始(第549号).....3955	◇一般競争入札の執行(第1105号).....4046
◇自転車等の撤去と保管(第550号).....3955	◇一般競争入札の執行(第1106号).....4048
◇議決された決算の公表(第551号).....3956	◇一般競争入札の執行(第1107号).....4049
◇議決された予算の公表(第552号).....4026	◇一般競争入札の執行(第1108号).....4051
◇市道路線の認定(第553号).....4031	◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告(第1109号).....4052
◇道路区域の決定(第554号).....4032	◇一般競争入札の執行(第1110号).....4053
◇道路の供用開始(第555号).....4032	◇一般競争入札の執行(第1111号).....4054
◇市道路線の廃止(第556号).....4033	◇一般競争入札の執行(第1112号).....4055
◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第557号).....4033	◇一般競争入札の執行(第1113号).....4057
◇介護保険法等によるサービス事業所の廃止等(第558号).....4033	◇一般競争入札の執行(第1114号).....4058
◇港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(第559号).....4034	◇一般競争入札の執行(第1115号).....4060
	◇一般競争入札の執行(第1116号).....4061
	◇一般競争入札の執行(第1117号).....4063
	◇一般競争入札の執行(第1118号).....4065
	◇地域地球温暖化防止活動推進センターの公募(第1119号).....4066
	◇一般競争入札の執行(第1120号).....4067
	◇一般競争入札の執行(第1121号).....4069
	◇一般競争入札の執行(第1122号).....4070
	◇一般競争入札の執行(第1123号).....4072

◇一般競争入札の執行（第1124号）	4073
◇一般競争入札の執行（第1125号）	4075
◇一般競争入札の執行（第1126号）	4077
◇一般競争入札の執行（第1127号）	4079
◇一般競争入札の執行（第1128号）	4080
◇開発行為に関する工事の完了（第1129号）	4082
◇一般競争入札の執行（第1130号）	4082
◇一般競争入札の執行（第1131号）	4084
◇一般競争入札の執行（第1132号）	4085
◇一般競争入札の執行（第1133号）	4087
◇一般競争入札の執行（第1134号）	4089
◇一般競争入札の執行（第1135号）	4090
◇一般競争入札の執行（第1136号）	4092
◇一般競争入札の執行（第1137号）	4093
◇一般競争入札の執行（第1138号）	4095
◇一般競争入札の執行（第1139号）	4098
◇一般競争入札の執行（第1140号）	4100
◇一般競争入札の執行（第1141号）	4101
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（第1142号）	4103
◇一般競争入札の執行（第1143号）	4103
◇開発行為に関する工事の完了（第1144号）	4116
◇保育料に係る督促状の公示送達（第1145号）	4117
◇一般競争入札の執行（第1146号）	4117
◇条例環境影響評価準備書の公告（第1147号）	4118
◇災害危険区域の指定（第1148号）	4119
◇一般競争入札の執行（第1149号）	4119
◇都市公園法に基づく募集要項（公募設置等指針）の公告（第1150号）	4122
◇公募型プロポーザルの実施（第1151号）	4122
◇公募型プロポーザルの実施（第1152号）	4123
◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出（第1153号）	4125
公告（調達）	
◇一般競争入札の公告（第292号）	4126
◇落札者等の公示（第293号）	4128
◇一般競争入札の公告（第294号）	4128
◇一般競争入札の公告（第295号）	4131
◇一般競争入札の公告（第296号）	4134
税公告	
◇差押調書（謄本）の公示送達（第132号）	4137

◇納税通知書の公示送達（第133号）	4137
◇税額決定通知書の公示送達（第134号）	4137
◇差押調書（謄本）の公示送達（第135号）	4137
上下水道局告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定（第40号）	4138
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止（第41号）	4138
◇川崎市排水設備指定工事店の指定（第42号）	4138
◇川崎市排水設備指定工事店の更新（第43号）	4138
上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行（第85号）	4139
◇一般競争入札の執行（第86号）	4142
◇一般競争入札の執行（第87号）	4148
◇一般競争入札の執行（第88号）	4149
◇一般競争入札の執行（第89号）	4150
交通局公告（調達）	
◇落札者等の公示（第12号）	4153
◇一般競争入札の公告（第13号）	4153
病院局規程	
◇川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程等の一部を改正する規程（第22号）	4155
病院局公告	
◇一般競争入札の執行（第45号）	4156
◇一般競争入札の執行（第46号）	4157
消防局公告	
◇サイレンの吹鳴（第12号）	4159
消防局訓令	
◇消防団の火災出場区分基準の一部を改正する訓令（第14号）	4159
教育委員会規則	
◇川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則（第7号）	4160
◇川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（第8号）	4160
◇川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則（第9号）	4162
◇川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）	4162
◇川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）	4162
教育委員会告示	
◇公印の改刻（第25号）	4163

教育委員会公告

- ◇令和5年度川崎市立高等学校入学定員
(第4号)4163

農業委員会告示

- ◇川崎市農業委員会総会の招集(第11号)
.....4164

職員共済組合公告

- ◇川崎市職員共済組合組合議員選挙の
執行(第14号)4164

区公告

- ◇国民健康保険料及び後期高齢者医療保
険料に係る差押調書(謄本)の公示送
達(川崎区第152号).....4164
- ◇国民健康保険料、介護保険料及び後期
高齢者医療保険料に係る差押解除通知
書及び交付要求解除通知書の公示送達
(川崎区第153号)4164
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(川崎区第154号).....4165
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の
公示送達(川崎区第155号).....4165
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第156号)4165
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(川崎区第157号).....4165
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(川崎区第158号).....4165
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第159号)4165
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(幸区第61号)4165
- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)
の公示送達(幸区第62号)4166
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(中原区第56号)4166
- ◇国民健康保険料に係る差押調書の公示
送達(中原区第57号)4166
- ◇印鑑登録の抹消(中原区第58号)4166
- ◇住民票の職権消除(中原区第59号)4166
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(高津区第71号)4166
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第72号).....4167
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の
公示送達(高津区第73号)4167
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第33号).....4167
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の

公示送達(宮前区第34号)4167

◇住民票の職権消除(宮前区第35号)4167

◇印鑑登録の抹消(宮前区第36号)4167

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(多摩区第47号)4168

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第48号).....4168

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送
達(麻生区第48号)4168

正 誤

◇第1,853号4168

条

例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第30号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
の一部改正)

第1条 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する
条例(平成14年川崎市条例第2号)の一部を次のよう
に改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法
律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又
は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員
の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。
以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項」
に改め、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭
和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「川崎市
職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38
号)」を「定年条例」に改め、同項中第5号を第6号
とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定に
より同条第1項に規定する異動期間(同条第1項
から第4項までの規定により延長された期間を含
む。)を延長された管理監督職を占める職員
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処
遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員
の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法
律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又
は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員
の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。
以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項」
に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「地方公
務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、
同項第4号中「川崎市職員の定年等に関する条例(昭
和59年川崎市条例第38号)」を「定年条例」に改め、
同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を
加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定に
より同条第1項に規定する異動期間(同条第1項

から第4項までの規定により延長された期間を含
む。)を延長された管理監督職を占める職員

(川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部改正)

第3条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例(平成17年川崎市条例第4号)の一部を次のよう
に改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1
項」に改める。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4
年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年川崎市条例第38号」の次
に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第
4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次
に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定に
より同条第1項に規定する異動期間(同条第1項
から第4項までの規定により延長された期間を含
む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「川崎市職員の定年等に関する条例」
を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定に
より同条第1項に規定する異動期間(同条第1項
から第4項までの規定により延長された期間を含
む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条第1項の表中「第28条の5第1項」を「第22
条の4第1項」に、「第16条の3第3項」を「第16条
の3第4項」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の
4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年
前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定
年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正)

第5条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の
4第1項」に改める。

第14条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再
任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法
第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6
第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関
する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第
13条第1項」に改める。

(川崎市職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第2条第2項第1号の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第2条第2項第1号の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第14条の5に規定する定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第14条の5の規定を適用する。

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第31号

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第1条の3 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

第2条の見出し中「及び休職」を「休職及び降給」

に改め、同条第2項中「又は休職」を「休職又は降給」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）附則第33項の規定による降給とする」とする。
- 3 第2条第2項の規定は、給与条例附則第33項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第32号

川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条から第10条まで（第5条を除く。）において同じ。）を占めている職員につい

ては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることにについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の9条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)第13条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が占める職

(2) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)第9条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しな

ければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員

の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該

異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（人事委員会規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の3項を加える。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

- (1) 病院
- (2) 保健所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療業務を行う施設等

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の川崎市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例

勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の川崎市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次項から附則第17項まで（附則第8項、第9項、第12項及び第15項を除く。）において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その

他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第13第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の

翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合（次項、附則第16項及び第17項において「組合」という。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 12 前2項の場合においては、附則第7項から附則第9項までの規定を準用する。

- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称

が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第16項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項ま

での規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されてい

たものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 26 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例

第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第9項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「その者の」を「第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同条第10項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第4項及び前項」を「及び第4項」に、「これら」を「これらの規定及び前項」に改める。

第14条第2項及び第15条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の3第2項中「産業教育手当の月額」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の産業教育手当の月額」に、「その者」を「第3条第3項の規定により当該職員」に改め、同項の表1級の項中「再任用職員にあっては18,000円」を削り、同表2級の項中「再任用職員にあっては23,000円」を削り、同表3級の項中「及び再任用職員」を削り、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「については、前項」を「の産業教育手当の月額は、第2項」に、「同項」を「前2項」に改め、「を産業教育手当の月額」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の基準月額、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる額(前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあっては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額)とする。

職務の級	産業教育手当の基準月額
1級	18,000円
2級	23,000円
3級	34,000円
4級	38,000円

第16条の4第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の7の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第5条の2」を「第4条第1項から第8項まで、第5条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(特定日以後の職員の給料月額等)

- 33 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第35項におい

て「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師
- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
- (5) 大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。)

35 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第37項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第16条の3第2項の表の規定の適用については、当分の間、同表の規定にかかわらず、同表に掲げる額(第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

40 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項の規定による給料月額、附則第35項の規定による給料その他附則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 162,200	円 198,900	円 219,000	円 243,400

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 291,400	円 336,200	円 382,900	円 433,000	円 487,200

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 170,600	円 209,100	円 230,400	円 256,300	円 303,600	円 341,600	円 373,900

別表第4の2再任用職員以外の職員の項中「再任用
職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同

表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 270,700	円 283,200	円 307,400	円 377,400

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 225,500	円 268,900	円 297,800	円 326,500	円 405,600

別表第5の2再任用職員以外の職員の項中「再任用
職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同

表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 228,300	円 264,600	円 289,500	円 316,700	円 397,200

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 209,100	円 215,900	円 230,400	円 256,300	円 303,600	円 341,600	円 373,900	円 410,800

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

2 改正後の川崎市職員の給与に関する条例(以下「改

正後の給与条例」という。)附則第33項から第40項ま
での規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令
和3年法律第63号)附則第3条第5項又は川崎市職員
の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4
年川崎市条例第32号。以下「令和4年改正定年条例」

という。) 附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員(令和4年改正定年条例附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び附則第8項において同じ。の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))であるものとした場合に適用される川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)第15条の規定により読み替えられた改正後の給与条例第4条第10項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の給与条例第4条第10項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第14条第2項及び第16条の4第2項の規定を適用する。
- 7 給与条例第15条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の給与条例第15条第2項に規定する総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)附則第8項に規定する暫定再任用職員」とする。
- 8 暫定再任用職員の産業教育手当の月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第16条の3

第3項の表に掲げる産業教育手当の基準月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額(給与条例第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額)とする。

- 9 暫定再任用短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第16条の3第3項の表に掲げる産業教育手当の基準月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額(給与条例第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額)に、改正後の給与条例第16条の3第4項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 10 給与条例第4条第1項から第8項まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
- 12 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)
- 13 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第6条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)
- 14 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。
第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する

条例

川崎市職員退職年金条例(昭和29年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を削る。

第3条第1号中「100分の67」を「100分の50.22」に改め、同条第2号中「11年以上20年以下」を「11年」に、「1年につき100分の128.79」を「100分の241.056」に改め、同条第3号中「21年以上25年以下」を「12年以上15年以下」に、「100分の178」を「100分の73.656」に改め、同条第4号中「26年以上30年以下」を「16年」に、「1年につき100分の128」を「100分の250.263」に改め、同条第5号中「31年以上35年以下」を「17年以上19年以下」に、「100分の108」を「100分の120.528」に改め、同条第6号中「36年以上40年以下」を「20年」に、「1年につき100分の100」を「100分の317.223」に改め、同条第7号中「41年」を「43年」に、「100分の81」を「100分の92.07」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

(7) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の167.4

(8) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の133.92

(9) 31年以上42年以下の期間については、1年につき100分の100.44

第4条中「40年」を「43年」に改め、同条第1号中「100分の80」を「100分の83.7」に改め、同条第2号中「100分の110.38」を「100分の92.07」に改め、同条第3号中「100分の149」を「100分の133.92」に改め、同条第4号

中「100分の179」を「100分の167.4」に改め、同条第5号中「100分の138」を「100分の133.92」に改め、同条第6号中「35年」を「42年」に、「100分の118」を「100分の100.44」に改め、同条第7号中「36年」を「43年」に、「100分の99.8」を「100分の92.07」に改める。

第5条第1項中「昭和59年川崎市条例第38号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項第1号中「100分の80」を「100分の83.7」に改め、同項第2号中「11年以上15年以下」を「11年」に、「1年につき100分の158.88」を「100分の324.3375」に改め、同項第3号中「16年以上25年以下」を「12年以上15年以下」に、「100分の205」を「100分の115.0875」に改め、同項第4号中「26年以上30年以下」を「16年以上24年以下」に、「100分の148」を「100分の167.4」に改め、同項第5号中「31年」を「35年」に、「100分の77.3」を「100分の87.885」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 25年の期間については、100分の198.7875

(6) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の150.66

第5条第2項第2号中「15年」を「25年」に、「100分の120.78」を「100分の138.105」に改め、同項第3号中「16年以上25年以下」を「26年以上34年以下」に、「100分の178」を「100分の150.66」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「31年」を「35年」に、「100分の77.3」を「100分の87.885」に改め、同号を同項第4号とする。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号、第16条第1項第2号及び第3号並びに第18条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(退職手当の基本額の特例)

12 当分の間、第5条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第12項」と、第4条中「次条」とあるのは「次条又は附則第12項」とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号)による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師

- (2) 市給与条例第3条に規定する大学教育職給料表の適用を受ける職員（助手を除く。）
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として市長が定めるもの
- 14 市給与条例附則第33項の規定又はこれに準ずる規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）に達する日」と、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 16 当分の間、第5条の規定に該当する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び同条第1項に規定する死亡により退職した者（通勤による死亡により退職した者を除く。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。）」と、「15年」とあるのは「10年」とする。
- 17 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2

号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第13項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 18 当分の間、第5条第2項の規定に該当する者であつて、附則第13項各号に掲げる職員以外の者が60歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき、同項第1号及び第2号に掲げる職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したとき又は同項第3号に掲げる職員が市長が定める年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前より後に退職したときにおける第5条の3の規定の適用については、同条の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「要する者」とあるのは、「要する者（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く。）」とする。
- （川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする」を「次に定めるところによる」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 旧条例第3条の適用については、同条中「45年」とあるのは「43年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎

市条例第35号)による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第3条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。

- (2) 旧条例第4条第1項の適用については、同項中「40年」とあるのは「43年」と、「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第35号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第4条各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。
- (3) 旧条例第4条第2項の適用については、同項に規定する割合は、その者の勤続期間を次に掲げる期間に区分して、それぞれ次に定める割合とする。
- ア 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の83.7
- イ 11年の期間については、100分の306.18
- ウ 12年以上15年以下の期間については、1年につき100分の99.18
- エ 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の135
- オ 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の152
- カ 25年の期間については、100分の184
- キ 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の133
- ク 31年以上34年以下の期間については、1年につき100分の241
- ケ 35年以上の期間については、1年につき100分の135
- (4) 旧条例第5条第1項の適用については、同項中「次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とあるのは、「川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第35号）による改正後の川崎市職員退職手当支給条例第5条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合」とする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第36号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市手数料条例の一部改正)

第1条 川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)

の一部を次のように改正する。

第2条第230号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第231号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第245号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第246号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(川崎市福祉のまちづくり条例の一部改正)

第2条 川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第25条中「同条第5項若しくは第6項」を「同条第6項若しくは第7項」に改める。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第3条 川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第61条第2項中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

第62条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

(川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成28年川崎市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

第12条中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第37号

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例

川崎市とどろきアリーナ条例(平成7年川崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別			金 額				
			午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
			9 時 ゝ 12 時	0 時10分 ゝ 3 時10分	3 時20分 ゝ 6 時20分	6 時30分 ゝ 9 時30分	9 時 ゝ 9 時30分
メインアリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,160円	20,160円	20,160円	20,160円	70,580円
		入場料を徴収する場合	80,660円	80,660円	80,660円	80,660円	282,330円
	その他の催物に利用する場合	興行に利用する場合	403,330円	403,330円	403,330円	403,330円	1,411,660円
		見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	201,660円	201,660円	201,660円	201,660円	705,830円
		集会、式典その他に利用する場合	100,830円	100,830円	100,830円	100,830円	352,910円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	全面	13,440円	13,440円	13,440円	13,440円	47,050円
		半面	6,720円	6,720円	6,720円	6,720円	23,520円
	入場料を徴収する場合		40,330円	40,330円	40,330円	40,330円	141,160円
体育室 1			3,360円	3,360円	3,360円	3,360円	11,760円
体育室 2			3,360円	3,360円	3,360円	3,360円	11,760円
研修室 1			4,030円	4,030円	4,030円	4,030円	14,110円
研修室 2			4,030円	4,030円	4,030円	4,030円	14,110円
楽屋 1			1,340円	1,340円	1,340円	1,340円	4,700円
楽屋 2			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,520円
楽屋 3			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,520円
選手控室 1			1,340円	1,340円	1,340円	1,340円	4,700円
選手控室 2			1,340円	1,340円	1,340円	1,340円	4,700円
選手控室 3			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,520円
選手控室 4			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,520円
役員室 1			670円	670円	670円	670円	2,350円
役員室 2			670円	670円	670円	670円	2,350円

別表の1施設専用利用料の表備考第2項中「5割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備専用利用料(1)メインアリーナの設備専用利用料の表中「55,000円」を「56,010円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「5,500円」を「5,600円」に、「44,000円」を「44,810円」に、「33,000円」を「33,610円」に改める。

別表の2設備専用利用料(2)その他の設備専用利用料の表中「1,650円」を「1,680円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「2,200円」を「2,240円」に改める。

別表の3冷暖房設備及び照明設備専用利用料の表中「28,600円」を「29,120円」に、「9,900円」を「10,080円」に、「4,400円」を「4,480円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「1,100円」を「1,120円」に改める。

別表の4個人利用料の表中「660円」を「670円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第38号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正
する条例
川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第

21号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次の
ように改める。

1 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
				9 時 ゝ 12 時	0 時10分 ゝ 3 時10分	3 時20分 ゝ 6 時20分	6 時30分 ゝ 9 時30分	9 時 ゝ 9 時30分
大体育室	入場料を徴収 しない場合	全面利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円
		半面利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円
	入場料を徴収する場合		幸 高津 宮前 多摩 麻生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円
小 体 育 室			幸 高津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円
			宮前 麻生	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円
			多摩	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第 1 武道室			高津 多摩 麻生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第 2 武道室			高津 多摩 麻生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
研 修 室			高津 多摩 麻生	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
第 1 研修室			幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
			宮前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
第 2 研修室			幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円
			宮前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
第 3 研修室			幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
種 別				単 位				金 額
温水プール			多摩	1 コース 1 回 2 時間まで				3,630円
アーチェリー練習場			多摩	1 回 2 時間まで				1,080円
野球場			多摩	1 回 2 時間まで				3,020円
テニスコート			多摩	1 面 1 回 1 時間まで				900円
テニスコート照明施設			多摩	1 面 1 回 1 時間まで				960円

別表の2設備専用利用料の表中「1,100円」を「1,210
円」に、「1,650円」を「1,810円」に改める。

別表の3個人利用料の表を次のように改める。

3 個人利用料

種 別		金 額			
		午 前	午後1	午後2	夜 間
		9時 ～ 12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分
大体育室 小体育室	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
第1武道室 第2武道室	18歳以上の者（学生を除く。）	240円	240円	240円	240円
種 別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者 （小学生を除く。）	1人1回3時間まで 120円		超過時間30分までごとに 20円	
	18歳以上の学生	1人1回3時間まで 240円		超過時間30分までごとに 40円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 240円		超過時間30分までごとに 60円	
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円		超過時間30分までごとに 150円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第39号

川崎市武道館条例の一部を改正する条例

川崎市武道館条例（昭和51年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表の1 専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 専用利用料

区 分	午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
柔道場	1,930円	2,290円	2,660円	3,020円	9,070円
剣道場	1,930円	2,290円	2,660円	3,020円	9,070円

別表の2 個人利用料の表中「110円」を「120円」に、「220円」を「240円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第40号

川崎シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

川崎シンフォニーホール条例（平成15年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1 施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
音楽ホール	262,770円	410,460円	581,570円	1,140,740円
楽屋	1,830円	2,850円	4,070円	7,940円
応接室	910円	1,520円	2,130円	4,170円
市民交流室	7,430円	11,610円	16,500円	32,280円
会議室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円
研修室	1,930円	2,240円	2,950円	7,120円
練習室	2,540円	2,950円	3,870円	9,360円
企画展示室	利用は1週間単位とし、1日につき19,550円			

別表の1 施設利用料の表備考第2項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、

同表備考第3項中「4割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第4項中「8割相当額」及び「9割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「20,000円」を「20,370円」に、「15,000円」を「15,270円」に改め、同表備考第2項中「3割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第41号

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例

川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 10時30分	9時 ～ 10時30分
劇場	14,250円	28,510円	35,640円	71,290円
楽屋	610円	1,220円	1,520円	3,050円
映像ホール	4,070円	8,140円	10,180円	20,370円
映像編集室	3,660円	4,880円	5,500円	14,040円
録音室	2,440円	3,250円	3,660円	9,350円
工房	1,320円	1,730円	2,030円	5,080円
研修室	810円	1,010円	1,220円	3,040円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「7,000円」を「7,120円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第42号

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例（平成22年川崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第43号

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例

川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の際現に模写、模造又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第44号

川崎市大山街道ふるさと館条例の一部を改正する条例

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条、第9条関係)

種 別			利 用 料			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時30分 ） 12時	1時 ） 5 時	6時 ） 9時30分	9時30分 ） 9時30分
イベントホール（附帯設備を含む。）			1,930円	2,440円	3,150円	7,520円
和室（附帯設備を含む。）			610円	710円	1,010円	2,330円
会議室 （ 附 帯 設備を 含む。）	区 画 し な い 場 合		1,420円	1,620円	2,230円	5,270円
	区 画 する 場 合	第 1 会 議 室	610円	710円	1,010円	2,330円
		第 2 会 議 室	810円	910円	1,220円	2,940円

別表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第45号

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例

東海道かわさき宿交流館条例(平成24年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条、第9条関係)

(1) 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
				9時 ～ 12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
大体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	9,160円	11,000円	12,420円	14,050円	41,750円
			半面利用	4,580円	5,500円	6,210円	7,020円	20,870円
		入場料を徴収する場合		全面利用	27,600円	33,300円	37,370円	42,260円
	その他の催物に利用する場合	興行に利用する場合		92,370円	111,420円	124,970円	141,260円	419,420円
		見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合		36,870円	44,400円	49,800円	56,420円	167,640円
		集会、式典その他に利用する場合		18,430円	22,100円	24,850円	28,210円	83,720円

種 別		利 用 料				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時 ゝ 12時	1時 ゝ 5時	5時30分 ゝ 9時	9時 ゝ 9時	
集会室 (附 帯 設備を 含む。)	区画しない 場合	2,950円	3,960円	5,290円	12,200円	
	区画 する 場合	第1 集 会室	1,220円	1,620円	2,240円	5,080円
		第2 集 会室 (ステー ジを含 む。)	1,730円	2,340円	3,050円	7,120円
談話室 (附帯設備を 含む。)		300円	500円	710円	1,510円	

別表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第46号

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツ・文化総合センター条例(平成26年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の1体育館利用料(1)施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

練習場	5,700円	6,620円	7,430円	8,450円	25,360円
武道室 1	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円
武道室 2	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円
研修室 1	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円
研修室 2	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円
選手控室 1	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円
選手控室 2	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円
役員室 1	400円	500円	610円	710円	2,130円
役員室 2	400円	500円	610円	710円	2,130円
弓道場	入場料を徴収しない場合	1 回 4 時間まで 5,090円			
	入場料を徴収する場合	1 回 4 時間まで 30,550円			

別表の 1 体育館利用料(1)施設専用利用料の表備考第 1 項中「2 割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の 1 体育館利用料(2)設備専用利用料の表中「50,000円」を「50,920円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,500円」を「1,520円」に改める。

別表の 1 体育館利用料(3)冷暖房設備専用利用料の表中「4,800円」を「4,880円」に改める。

別表の 2 ホール利用料(1)施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 4時30分	5時30分 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	79,440円	120,490円	158,880円	322,870円
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	119,160円	180,680円	238,330円	484,300円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	158,880円	240,980円	317,770円	645,840円
楽屋 1		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円
楽屋 2		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円
楽屋 3		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 4		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 5		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 6		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 7		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋 8		710円	1,120円	1,520円	2,950円

楽屋 9		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋10		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋控室		1,520円	2,340円	3,150円	6,310円
リ ハ ー サ ル 室	ホールの 利用を伴う 場合	8,040円	12,220円	16,090円	32,690円
	ホールの 利用を伴わ ない場合	16,090円	24,440円	32,180円	65,380円
練習室 1		1,930円	2,340円	2,640円	6,210円
練習室 2		1,420円	1,620円	1,930円	4,480円

別表の 2 ホール利用料(1)施設利用料の表備考第 1 項中「2 割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の 2 ホール利用料(2)設備利用料の表中「15,000円」を「15,270円」に、「20,000円」を「20,370円」に改め、同表備考第 2 項中「3 割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の 3 会議室利用料(1)施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 4時30分	5時30分 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
会議室 1		2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 2		2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 3		2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 4		2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 5		1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 6		1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 7		1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 8		1,420円	1,620円	1,930円	4,970円

別表の 3 会議室利用料(1)施設利用料の表備考第 1 項中「2 割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の3会議室利用料(2)設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改め、同表備考第2項中「3割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市平和館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第47号

川崎市平和館条例の一部を改正する条例

川崎市平和館条例（平成3年川崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
屋内広場	4,070円	5,600円	7,630円	17,300円
第1会議室	710円	1,120円	1,420円	3,250円
第2会議室	910円	1,320円	1,830円	4,060円
第3会議室	300円	500円	710円	1,510円
研修室	400円	610円	810円	1,820円
控室	810円	1,120円	1,520円	3,450円

別表の1施設使用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第48号

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例

川崎市民プラザ条例（平成23年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別	金 額				
	午 前	午 後	夜 間	全 日	
	9時 ┆ 12時	1時 ┆ 5時	6時 ┆ 9時30分	9時 ┆ 9時30分	
屋内広場	6,000円	8,960円	11,200円	26,160円	
ホ ー ル (ステージを含む。 以下 同 じ。)	9,670円	14,560円	18,430円	42,660円	
ステージ	6,110円	8,140円	9,980円	24,230円	
楽屋	1,620円	1,930円	1,930円	5,480円	
会議室	1,520円	2,130円	2,540円	6,190円	
和室	810円	1,120円	1,420円	3,350円	
研修室	3,760円	4,370円	4,880円	13,010円	
多目的室	2,850円	3,360円	3,970円	10,180円	
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,950円				
種 別	9時 ┆ 12時	1時 ┆ 5時	6時 ┆ 9時	9時 ┆ 9時	
茶室	5,390円	6,820円	8,140円	20,350円	
種 別	午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
	9時 ┆ 12時	0時10分 ┆ 3時10分	3時20分 ┆ 6時20分	6時30分 ┆ 9時30分	9時 ┆ 9時30分
	体育室	5,800円	5,290円	5,290円	6,620円
種 別	単 位				金 額
温水 プール	1 コース 1 回 2 時間まで				3,050円

別表の1施設専用利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第2項中「乗じて得た額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備専用利用料の表中「10,000円」を「10,180円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第49号

川崎市国際交流センター条例の一部を改正
する条例

川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時	9時 ～ 9時
ホール		3,760円	4,780円	5,900円	14,440円
会議室	第1 会議室	2,130円	2,640円	3,250円	8,020円
	第2 会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第3 会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第4 会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第5 会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第6 会議室	300円	400円	500円	1,200円
	第7 会議室 (和室)	200円	300円	400円	900円
	特別 会議室	10,690円	14,250円	17,820円	42,760円
特別応接室		2,240円	2,640円	3,250円	8,130円
料理室		1,930円	2,440円	3,050円	7,420円
レセプション ルーム		2,850円	3,460円	4,270円	10,580円
交流サロン		710円	910円	1,120円	2,740円
茶室		2,950円	3,870円	4,780円	11,600円
レクリエー ションルーム		1,220円	1,520円	1,830円	4,570円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。
別表の2設備利用料の表中「4,000円」を「4,070円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「10,000円」を「10,180円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の

例による。

川崎市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第50号

川崎市男女共同参画センター条例の一部を
改正する条例

川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
会議室		1,730円	2,340円	2,950円	7,020円
第1研修室		1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
第2研修室		1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
第3研修室		1,320円	1,730円	2,130円	5,180円
第4研修室		1,220円	1,620円	2,030円	4,870円
多目的室		2,340円	3,150円	3,970円	9,460円
ホール		6,720円	7,530円	12,930円	27,180円
第1楽屋		500円	710円	910円	2,120円
第2楽屋		610円	910円	1,120円	2,640円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。
別表の2設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第51号

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する
条例

川崎市産業振興会館条例(昭和63年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時	9時 ～ 9時
ホ ー ル	ホール	7,330円	11,610円	11,610円	30,550円
	控室	610円	960円	960円	2,530円
研 修 室	第1研修室	1,010円	1,520円	1,520円	4,050円
	第2研修室	2,030円	3,050円	3,050円	8,130円
	第3研修室	区画しない場合	3,040円	5,080円	13,200円
			A室	1,520円	2,540円
			B室	1,520円	2,540円
			区画する場合	1,520円	2,540円
会 議 室	第1会議室	1,420円	2,240円	2,240円	5,900円
	第2会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円
	第3会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円
	第4会議室	10,590円	16,600円	16,600円	43,790円
	第5会議室	5,090円	8,140円	8,140円	21,370円
	第6会議室	8,140円	12,730円	12,730円	33,600円
	和室	1,320円	1,930円	1,930円	5,180円
企 画 展 示 場	展 示 場	区画しない場合	6,100円	9,660円	25,420円
			A展示場	1,830円	3,050円
			B展示場	1,830円	3,050円
			C展示場	2,440円	3,560円
	展示事務室	360円	580円	580円	1,520円

別表の2設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第52号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例

かわさき新産業創造センター条例（平成14年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種別		単 位	金 額
新事業 事務室	15平方メートル以上のもの	1月1平方メートルまでごとに	3,560円
	15平方メートル未満のもの		3,050円
新事業研究室		1月1平方メートルまでごとに	4,070円
クリーンルーム		1月1平方メートルまでごとに	6,110円
試作室		1月1平方メートルまでごとに	2,540円
実験用設備等置場		1月1平方メートルまでごとに	710円
一時利用研究室		1時間までごとに	170円
駐 車 場	月単位で利用する場合	1月1台	10,000円
	時間単位で利用する場合	基本料金	超過料金
		1台1時間まで300円	超過時間30分までごとに150円

別表の2設備利用料の表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受け、かつ、利用料金を納付している場合にあっては、当該納付した利用料金に係る利用の期間の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第53号

川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例

川崎市コンベンションホール条例（平成28年川崎市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9 時～12 時	1 時～5 時	6 時～10 時	9 時～10 時
ホ ー ル	区画しない場合		256,170円	341,570円	341,570円	939,310円
	区画する場合	ホ ー ル A	96,110円	128,150円	128,150円	352,410円
		ホ ー ル B	79,920円	106,560円	106,560円	293,040円
		ホ ー ル C	80,140円	106,860円	106,860円	293,860円
控 室		第 1 控室	2,780円	3,710円	3,710円	10,200円
		第 2 控室	2,390円	3,190円	3,190円	8,770円
		第 3 控室	2,520円	3,370円	3,370円	9,260円
ホワイエ			56,680円	75,570円	75,570円	207,820円
会議室		第 1 会議室	5,930円	7,910円	7,910円	21,750円
		第 2 会議室	6,050円	8,060円	8,060円	22,170円
		第 3 会議室	5,250円	7,000円	7,000円	19,250円
		第 4 会議室	5,270円	7,030円	7,030円	19,330円

別表の2設備利用料の表中「30,000円」を「30,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第54号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する
条例

川崎市生活文化会館条例(平成7年川崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 10時	9時 ～ 10時
研修室	第1研修室	1,380円	1,870円	2,600円	5,850円
	第2研修室	730円	970円	1,380円	3,080円
	第3研修室	970円	1,300円	1,790円	4,060円
	第4研修室	1,140円	1,460円	2,030円	4,630円
	第5研修室	1,460円	1,950円	2,770円	6,180円
ホール		4,310円	5,700円	7,900円	17,910円

会議室		3,250円	4,310円	6,020円	13,580円
和室		2,030円	2,680円	3,580円	8,290円
実習室	工作実習室	1,950円	2,600円	3,090円	7,640円
	陶芸実習室	890円	1,140円	1,380円	3,410円
	調理実習室	1,540円	2,030円	2,440円	6,010円
	洋裁実習室	890円	1,140円	1,380円	3,410円
	理容・美容実習室	1,050円	1,380円	1,620円	4,050円
展示場		2,200円	2,930円	3,580円	8,710円
談話室		400円	570円	810円	1,780円

別表の2設備利用料の表中「3,200円」を「3,250円」に、「1,600円」を「1,620円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第55号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円、500円又は1,000円」を「300円、600円又は1,200円」に、「については3,000円」を「については4,500円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「2,550

円」を「3,820円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「6,450円」を「9,670円」に、「3,150円」を「4,720円」に改める。

別表第2中「7円50銭」を「11円」に改め、同表の備考を削る。

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「200円、500円又は1,000円」を「300円、600円又は1,200円」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の条例の規定（別表第1粗大ごみの処理の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。
- 改正後の条例別表第1粗大ごみの処理の項の規定は、令和5年7月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第56号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地1
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1,321番地

を

川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1,321番地
----------------	------------------

に改める。

第7条の表を次のように改める。

施設名	利用時間	休館日
-----	------	-----

温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月5日までの日
老人休養施設	午前9時から午後4時まで	
会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで	
駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	

別表の1施設利用料(1)専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）の表中「(王禅寺余熱利用市民施設)」を削り、

会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円
	第1会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第2会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第3会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第4会議室	770円	990円	990円	2,750円
レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円

を

会議室	大会議室	2,800円	3,360円	3,360円	9,520円
	第1会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第2会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第3会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第4会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
レクリエーションルーム		4,480円	6,720円	6,720円	17,920円

に改める。

別表の1施設利用料(2)個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

温水プール	区 分	基 本 料 金		超 過 料 金	
	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	330円	超過時間30 分までごと に	165円
	3歳以上15歳 未満の者（中 学生を含む。）		110円		55円
トレーニングルーム	18歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までご とに	110円
	12歳以上18歳 未満の者（小 学生を除く。）		110円		35円
	18歳以上の学 生				

別表の2設備利用料の表中「2,200円」を「2,240円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第57号

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改
正する条例

川崎市衛生試験検査手数料条例（昭和27年川崎市条例
第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別	金額
1 ウイルス	
(1) 簡易なもの	1 件につき 8,140円
(2) 複雑なもの	1 件につき 13,240円
(3) 特に複雑なもの	1 件につき 16,290円
2 衛生動物	
(1) 簡易なもの	1 件につき 2,540円
(2) 複雑なもの	1 件につき 6,110円
3 環境衛生等	
(1) 落下細菌	1 件につき 910円
(2) 建築物内の環境	測定点5箇所まで23,420円とし、測定点が1箇所増すごとに4,680円を加える。
(3) 特殊環境	
ア 複雑なもの	1 成分につき 5,090円
イ 特に複雑なもの	1 成分につき 10,180円
ウ 特殊なもの	1 成分につき 23,420円
4 家庭用品	
(1) 定性分析	1 成分につき 1,010円
(2) 定量分析	
ア 複雑なもの	1 成分につき 3,050円
イ 特に複雑なもの	1 成分につき 7,120円
ウ 特殊なもの	1 成分につき 10,180円
(3) 容器耐圧	1 検体につき 2,540円
5 食品等	
(1) 定性分析	
ア 簡易なもの	1 成分につき 810円
イ 複雑なもの	1 成分につき 2,030円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき 5,090円
エ 特殊なもの	1 成分につき 10,180円
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき 30,550円

(2) 定量分析

ア 簡易なもの	1 成分につき	1,520円
イ 複雑なもの	1 成分につき	5,090円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	7,630円
エ 特殊なもの	1 成分につき	10,180円
オ 極めて特殊なもの	1 成分につき	20,370円

(3) 細菌

ア 簡易なもの	1 検体につき	2,540円
イ 複雑なもの	1 菌種につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	2,540円
エ 特殊なもの	1 検体につき	16,290円

(4) 残留農薬等

5 成分まで	50,920円
6 成分から20成分まで	101,850円
21成分から50成分まで	152,770円

(5) 有害性物質

ア 複雑なもの	1 成分につき	25,460円
イ 特に複雑なもの	1 成分につき	33,610円

(6) 特定原材料

ア 定性分析		
(ア) 複雑なもの	1 品目につき	36,660円
(イ) 特に複雑なもの	1 品目につき	58,050円
イ 定量分析	1 品目につき	80,460円
(7) 組換え遺伝子		
ア 定性分析	1 系統につき	35,640円
イ 定量分析	1 系統につき	40,740円

6 水質

(1) 定性分析

ア 簡易なもの	1 成分につき	710円
イ 複雑なもの	1 成分につき	1,520円

(2) 定量分析

ア 簡易なもの	1 成分につき	1,520円
イ 複雑なもの	1 成分につき	2,540円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	5,090円
エ 特殊なもの	1 成分につき	10,180円

(3) 飲料水

ア 定性分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	710円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	1,520円
イ 定量分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	1,010円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	2,030円
(エ) 特殊なもの	1 成分につき	8,140円
(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき	16,290円

(4) 細菌

ア 簡易なもの	1 検体につき	2,540円
イ 複雑なもの	1 菌種につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	5,090円
エ 特殊なもの	1 検体につき	15,270円

7 放射性核種		
(1) 簡易なもの	1 検体につき	10,180円
(2) 複雑なもの	1 検体につき	18,330円
(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	43,790円
8 医薬品等		
(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	1,010円
イ 複雑なもの	1 成分につき	2,030円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	3,050円
エ 特殊なもの	1 成分につき	5,090円
(2) 定量分析		
ア 複雑なもの	1 成分につき	5,090円
イ 特に複雑なもの	1 成分につき	13,240円
(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	2,540円
イ 複雑なもの	1 検体につき	5,090円
9 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下この項において「点数表」という。)に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に依頼された試験検査から適用し、同日前に依頼された試験検査については、なお従前の例による。

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第58号

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

川崎市総合福祉センター条例(平成17年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第10条関係)

地域交流センター事業施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～4時	5時～9時	9時～9時

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
ホール	9,770円	13,440円	17,110円	40,320円
第1楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
第2楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
第3楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円
大会議室	6,110円	7,120円	8,140円	21,370円
第1会議室	500円	610円	810円	1,920円
第2会議室	500円	610円	810円	1,920円
第3会議室	2,540円	3,050円	3,560円	9,150円
和室	1,010円	1,220円	1,420円	3,650円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第2項中「乗じて得た額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加え、同表備考第3項中「2割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改め、同表備考第2項中「2割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第59号

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉・地域交流センター条例(平成17年川崎市条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

ホール	かわさき			4,580円	4,580円	6,110円	15,270円
	高津	区画しない場合		5,790円	5,790円	7,820円	19,400円
		区画する場合	ホールA	2,640円	2,640円	3,560円	8,840円
			ホールB	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円
			ホールC	1,930円	1,930円	2,640円	6,500円
大広間・多目的室	かわさき	大広間		2,240円	2,240円	3,050円	7,530円
		多目的室		810円	810円	1,120円	2,740円
	高津	区画しない場合		3,150円	3,150円	4,260円	10,560円
		区画する場合	大広間	1,930円	1,930円	2,640円	6,500円
			多目的室	1,220円	1,220円	1,620円	4,060円
			工作室	かわさき			610円
高津							
料理室	かわさき			910円	910円	1,220円	3,040円
	高津						
和室	かわさき			400円	400円	560円	1,360円
	高津			610円	610円	810円	2,030円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第60号

川崎市都市公園条例等の一部を改正する条

例

(川崎市都市公園条例の一部改正)

第1条 川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項の表中「1,000円」を「1,010円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「2,500円」を「2,540円」に改める。

第8条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

有料施設の使用料

種 別	専 用 使 用 料		個 人 使 用 料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
陸上競技場	1箇所 1回 (4時間以内)	26,480円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
陸上競技場照明施設	1回 (1時間以内)	全点灯 103,880円		
		4分の3点灯 77,910円		
		2分の1点灯 51,940円		
		4分の1点灯 25,970円		
陸上競技場第1特別室	1箇所 1回 (4時間以内)	18,330円		
陸上競技場第2特別室	同 (同)	6,110円		
陸上競技場第3特別室	同 (同)	13,240円		
陸上競技場第4特別室	1回 (同)	24,440円		
陸上競技場会議室	1箇所 1回 (同)	6,110円		
陸上競技場シャワー室	1箇所 1回	3,050円		
陸上競技場ロッカー室	同	3,050円		
陸上競技場関係者室	1箇所 1回 (4時間以内)	10,180円		

陸上競技場練習室	同 (同)	4,070円		
陸上競技場多目的室	同 (同)	6,110円		
陸上競技場放送室	1 回 (同)	3,050円		
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室	1 箇所 1 回 (同)	6,110円		
陸上競技場大型映像装置	1 箇所 1 日 1 回	50,920円		
陸上競技場写真判定室	1 日 1 回	18,330円		
補助競技場	1 回 (4時間以内)	5,090円	1 人 1 回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
運動広場	同 (1時間以内)	1,010円		
野球場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	1 箇所 1 回 (2時間以内)	11,500円		
野球場 (富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園、池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同 (同)	2,540円		
野球場照明施設 (大師公園に設けるものを除く。)	同 (1時間以内)	6,110円		
野球場会議室	同 (4時間以内)	8,200円		
野球場シャワー室	1 箇所 1 回	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室	1 箇所 1 回 (4時間以内)	4,300円		
屋内野球練習場	1 回 (1時間以内)	1,000円		
サッカー場	1 箇所 1 回 (2時間以内)	2,540円		
サッカー場照明施設	1 回 (1時間以内)	1,520円		
テニスコート (大師公園に設けるものを除く。)	1 面 1 回 (同)	760円		
テニスコート照明施設	同 (同)	810円		
バレーボール場	同 (同)	750円		
相撲場	1 回 (4時間以内)	5,090円	1 人 1 回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
水泳プール	1 箇所 1 回 (同)	18,330円	1 人 1 回	15歳以上の者 300円
				3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 760円
				6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1 回 (4時間以内)	6,350円		

第8条第1項の表備考第3項中「50,000円」を「50,920円」に改める。

第8条の2第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

種 別	単 位	金 額
パークボール場	1 人 1 回	500円
バーベキュー広場	1 人 1 日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場	1 人 1 回	19,900円
野球場 (富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)	1 箇所 1 回 (2時間以内)	2,540円

球技場	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	全面利用 4分の3面利用	1回（1時間以内）		18,470円
		半面利用	同（同）		17,600円
		4分の1面利用	同（同）		8,800円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合		同（同）		33,840円
球技場照明施設			1基 1回（同）		11,000円
球技場特別室			1箇所 1回（同）		1,650円
球技場放送室			1回（同）		1,530円
球技場テレビ・ラジオ中継室			同（同）		1,530円
球技場関係者室			1箇所 1回（同）		1,100円
多目的屋内施設会議室			同（同）		1,880円
多目的屋内施設シャワー室			同（同）		8,800円
多目的屋内施設ロッカー室			同（同）		940円
多目的屋内施設多目的室			同（同）		2,510円
野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）			同（同）		6,110円
テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）			1面 1回（同）		760円
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分 までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分 までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごと に	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごと に	400円

(川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の改正規定中「削り」の次に「、同表水泳プールの項中「同」を「4時間以内」に改め」を加える。

第8条の2第3項の表の改正規定中「750円」を「760円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「30,000円」を「30,540円」に、「1,580円」を「1,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

(調整規定)

3 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第13号。以下この項において「令和4年改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されるときは、川崎市都市公園条例は、この条例によってまず改正され、次いで令和4年改正条例によって改正されるものとする。

川崎市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第61号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例

川崎市墓地条例(昭和31年川崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「700円」を「710円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「4,100円」を「4,170円」に、「30,000円」を「30,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に管理料を納付している場合にあっては、当該納付した管理料については、なお従前の例による。

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第62号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「32,000円」を「32,590円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第63号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第13条、第13条の2関係）

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種 別	単 位		金 額
行商、募金その他これらに類する行為	1 日		1,010円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1 日		5,090円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1 日		10,180円
興行	1 日 1 平方メートルまでごとに		10円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	2 時間未満	250円
		2 時間以上 4 時間未満	500円
		4 時間以上 8 時間未満	1,010円
		8 時間以上	1,520円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	4 時間未満	1,270円
		4 時間以上 8 時間未満	2,540円
		8 時間以上	3,810円

駐車場	普通自動車	1 日 1 台 1 回	3 時間未満	200円
			3 時間以上	400円
			5 時間未満	
			5 時間以上	600円
			8 時間未満	
			8 時間以上	800円
	大型自動車	1 日 1 台 1 回	3 時間未満	400円
			3 時間以上	800円
			5 時間未満	
			5 時間以上	1,200円
8 時間未満				
8 時間以上			1,600円	
照明施設		1 基 1 回 1 時間までごとに	1,520円	
バーベキュー施設	かまどなし	1 箇所 1 回	500円	
	かまど付き	1 箇所 1 回	1,010円	

別表第2備考第3項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第64号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市港湾振興会館条例（平成3年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,000円」を「3,050円」に改める。

別表第2の1会議室及び研修室利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

- 1 会議室及び研修室利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ∟ 12時	1時 ∟ 5時	6時 ∟ 9時	9時 ∟ 9時
会議室	第 1 会議室	17,110円	27,090円	27,090円	71,290円
	第 2 会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円
	第 3 会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円
	第 4 会議室	810円	1,220円	1,220円	3,250円
	第 5 会議室	3,460円	5,390円	5,390円	14,240円

会議室	第6会議室		3,460円	5,390円	5,390円	14,240円
	第7会議室		4,680円	7,330円	7,330円	19,340円
	和室		1,220円	1,830円	1,830円	4,880円
研修室	区画しない場合		3,040円	5,080円	5,080円	13,200円
	区画する場合	第1研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円
		第2研修室	1,520円	2,540円	2,540円	6,600円

別表第2の1会議室及び研修室利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表第2の2体育室利用料(1)専用利用の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 専用利用

区 分		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時 ～ 12時	0時30分 ～ 4時30分	5時 ～ 9時	9時 ～ 9時
営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	3,050円	4,580円	7,630円	15,260円
	対価の支払を受け ないで催しを行う 場合	6,110円	9,160円	15,270円	30,540円
	対価の支払を受け て催しを行う場合	12,220円	18,330円	30,550円	61,100円
営利を目的とする場合		30,550円	45,830円	76,380円	152,760円

別表第2の2体育室利用料(1)専用利用の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表第2の4テニスコート及び照明施設利用料の表中「600円」を「610円」に、「800円」を「810円」に改める。
別表第2の5ビーチバレー場及び照明施設利用料の表中「600円」を「610円」に、「800円」を「810円」に改め、同表備考第2項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表第3中「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に川崎市港湾振興会館条例第8条第1項の許可を受け、かつ、利用料金を納付している場合にあっては、当該納付した利用料金に係る利

用の期間の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

- この条例の施行の際現に利用許可（川崎市港湾振興会館条例第8条第1項の許可を除く。）を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第65号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例（平成12年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「は、」を「の額は、別表金額の欄に定める金額に」に、「乗じたもの」を「乗じて得た額」に改め、同条に次の2項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表中「190円」を「193円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用する場合にあっては、当該許可に係る占用料については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に土砂の採取の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き土砂を採取する場合にあっては、当該許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第66号

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に

関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（教職調整額の算定の特例）

2 給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。

3 給与条例附則第33項の規定の適用を受ける教育職員であって、給与条例附則第35項（給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第37項又は第38項の規定による給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の規定にかかわらず、給与条例附則第33項の規定により算定された額と給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給される額との合計額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第67号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別			金 額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時 ～ 11時30分	0時30分 ～ 4時30分	5時30分 ～ 9時	9時 ～ 9時
ホ ー ル	大 ホ ー ル	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		幸 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リ ハ ー サ ル 室	幸 高 津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多 摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
			9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	5時30分 ～ 9時	9時 ～ 9時

会 議 室	大 会 議 室	幸 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1 会 議 室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多 摩 麻 生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		中 原 高 津 宮 前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2 会 議 室	宮 前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 中 原 高 津 麻 生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多 摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3 会 議 室	高 津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 中 原 宮 前 麻 生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多 摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4 会 議 室	幸 中 原 多 摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮 前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		高 津 麻 生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5 会 議 室	高 津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		中 原 多 摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6 会 議 室	中 原 高 津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多 摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	集 会 室	菅 生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		岡 上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
教 養 室	音 楽 室	幸 中 原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1 音 楽 室	高 津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第2 音 楽 室	高 津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和 室	幸 中 原 高 津 宮 前 多 摩 麻 生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日 吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅 生	890円	1,000円	1,340円	3,230円

教養室	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚 室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1 学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	第2 学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3 学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4 学習室	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	茶華道 室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
		幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
		岡上	220円	330円	670円	1,220円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第68号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する

条例

川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第11条関係)

種 別			金 額			
			午前	午後	夜間	全日
			9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	6時 ～ 9時30分	9時 ～ 9時30分
イベントホール	区画しない場合		5,370円	6,360円	8,400円	20,130円
	区画 する場合	Aホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Bホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Cホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
会議室	大会議室		3,240円	4,810円	8,170円	16,220円
	第1会議室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3会議室		1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第4会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第7会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	談話室		2,570円	3,580円	4,810円	10,960円
教養室	第1学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室		1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第5学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	実習室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	美術工芸室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	茶華道教室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚教室		3,130円	4,140円	5,260円	12,530円
	料理教室		2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
種 別			9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	5時30分 ～ 9時	9時 ～ 9時
分館	第1学習室		890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室		890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室		890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室		670円	780円	1,120円	2,570円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第69号

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例

川崎市青少年の家条例(昭和63年川崎市条例第22号)
の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(1)宿泊利用料の表中「800円」を
「810円」に、「1,500円」を「1,520円」に改める。

別表の1施設利用料(2)日帰り利用料の表中備考以外の
部分を次のように改める。

(2) 日帰り利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時30分 ～ 4時30分	6時 ～ 9時	9時 ～ 9時
プレーホール	5,090円	5,090円	5,090円	15,270円
研修室1	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
研修室2	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
特別研修室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円
談話室	1,520円	1,520円	1,520円	4,560円
音楽室	4,070円	4,070円	4,070円	12,210円
創作活動室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円

別表の1施設利用料(2)日帰り利用料の表備考中「5割
増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」
を加える。

別表の2設備利用料の表中備考以外の部分を次のよう
に改める。

2 設備利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時30分 ～ 4時30分	6時 ～ 9時	9時 ～ 9時
電子オルガン	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円
ピアノ	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円

別表の2設備利用料の表備考中「5割増相当額」の次
に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の
当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の
例による。

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第70号

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する
条例

川崎市少年自然の家条例(昭和52年川崎市条例第16号)
の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「330円」に、「400円」を「440円」
に、「800円」を「880円」に、「1,500円」を「1,650円」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の
当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の
例による。

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第71号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する
条例

川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号)
の一部を次のように改正する。 別表第2中「1,000円」
を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に模写、模造又は原板使用に
係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料につ
いては、なお従前の例による。

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第72号

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する
条例

川崎市立日本民家園条例(昭和42年川崎市条例第19号)
の一部を次のように改正する。第1条中「、博物館法(昭
和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を削る。

別表第1の1普通入園料の表中備考以外の部分を次の

ように改める。

1 普通入園料

区 分	個 人	団 体
高校生・大学生及び65歳以上の者	330円	1人につき 260円
一 般	550円	1人につき 440円

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に模写、模造、拓本、撮影、実測又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第73号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時	5時30分 ～ 9時	9時 ～ 9時
集会室	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円
和室	670円	780円	1,120円	2,570円
調理室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
実習室	670円	780円	1,120円	2,570円
第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円

別表の2設備利用料の表中「3,300円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

規

則

川崎市職員退職年金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第60号

川崎市職員退職年金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職年金条例施行規則（昭和30年川崎市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第24号様式（裏）注意事項第1項中「株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫以外に」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に交付されている年金証書は、改正後の規則の規定による年金証書とみなす。

川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第61号

川崎市平和館条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市平和館条例施行規則（平成4年川崎市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

種別	名 称	単位	金額	付記
音響設備	拡声装置	1式	1,520円	屋内広場用
	ダイナミックマイクロホン	1本	200円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,120円	
	C Dプレーヤー	1台	500円	
	D V Dプレーヤー	1台	500円	
	スピーカー	1式	500円	
	レクチャーテーブル	1式	500円	屋内広場用
	ワイヤレスマイク・スピーカー付 レクチャーテーブル	1式	1,120円	

照明設備	フットライト	1 列	400円	屋内広場用
	1 k w スポットライト	1 台	200円	屋内広場用
	650W ピンスポットライト	1 台	1,010円	屋内広場用
舞台設備その他	演壇	1 式	300円	
	指揮台	1 台	500円	
	譜面台	1 台	50円	
	椅子	1 脚	20円	
	机	1 脚	100円	
	展示パネル	1 枚	200円	
	ピアノ	1 台	2,030円	屋内広場用
	エレクトーン	1 台	2,030円	屋内広場用
	プロジェクター	1 台	1,680円	
	シャワー設備	1 室	500円	控室用
	持込器具	1 k w	100円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第62号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成 5 年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「300円」に、「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改める。

第12号様式の 2（表面）及び（裏面）中

「
 ◎ 粗大ごみ 1 個の手数料の額が1,000円の場合は、 枚貼ってください。
 ◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。」

を

「
 ◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。」

に改め、同様式備考中「種類は」の次に「、100円」を加え、「2種類」を「3種類」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第63号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第25号(8)中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)の次に次のように加える。

(8) 細則第 8 条の規定による小規模給食施設の届出を受理すること。

附 則

この規則は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年10月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第64号

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市墓地条例施行規則（昭和31年川崎市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号の 2 様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第2号の2様式

押印欄

墓地利用申請書（合葬型墓所用）

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

〒

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

合葬型墓所を利用したいので、次のとおり申請します。

墓 地 名	
利 用 形 態	☐ 1 所有している焼骨の埋蔵（2に該当しない場合） ☐ 2 川崎市営墓地からの改葬 ☐ 3 申請者の死後に申請者の焼骨を埋蔵 ※ いずれか1箇所にチェックしてください。
埋 蔵 す る 焼 骨 の 数	_____体 ※ 利用形態が「申請者の死後に申請者の焼骨を埋蔵」の場合には、1体のみ
使 用 料	70,000円 × _____体 = _____円 ※ 利用形態が「川崎市営墓地からの改葬」の場合には記入不要
管 理 料	30,550円 × _____体 = _____円
※ 調査及び指示事項	

注 調査及び指示事項欄は、記入しないでください。

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第65号

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の際現に使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第546号

市議会の同意を得て令和4年10月15日に次の者を川崎市人事委員会委員に選任しました。

令和4年10月17日

川崎市長 福田紀彦

畑 裕 士

川崎市中原区在住

川崎市告示第547号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和4年度インフルエンザ予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年10月17日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
伊藤 実喜	つちはし整形外科リウマチ科	川崎市宮前区土橋7-26-6
大山 義雄	大山耳鼻咽喉科診療所	川崎市幸区南幸町2-25-2

川崎市告示第548号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月17日から令和4年10月31日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番10先 川崎市中原区下新城3丁目638番10先	2.18	8.95	
新	下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番10先 川崎市中原区下新城3丁目638番10先	3.09	8.95	
旧	下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番9先 川崎市中原区下新城3丁目638番9先	2.18	8.99	
新	下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番9先 川崎市中原区下新城3丁目638番9先	3.09	8.99	

川崎市告示第549号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月17日から令和4年10月31日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番10先	
	川崎市中原区下新城3丁目638番10先	
下新城第202号線	川崎市中原区下新城3丁目638番9先	
	川崎市中原区下新城3丁目638番9先	

川崎市告示第550号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第551号

議決された決算の公表について

別紙の決算は、令和4年9月2日招集の令和4年第4回川崎市議会定例会に提案され、令和4年10月14日に認定されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により公表します。

令和4年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

令和3年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度川崎市病院事業会計決算認定について

令和3年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

令和3年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

令和3年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

令和3年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

令和3年度川崎市一般会計歳入歳出決算

歳入

歳入予算額 951,858,825,509円

歳入決算額 847,995,680,319円

歳出

歳出予算額 951,858,825,509円

歳出決算額 839,880,765,755円

令和3年度川崎市一般会計歳入歳出決算書

歳入

一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1市税		360,803,032,000円	366,581,634,141円	364,605,508,862円	381,071,346円	1,595,053,933円	3,802,476,862円
	1市民税	188,134,053,000	192,565,107,330	190,994,001,749	341,091,141	1,230,014,440	2,859,948,749
	2固定資産税	126,769,949,000	127,521,785,099	127,213,018,798	28,118,190	280,648,111	443,069,798
	3軽自動車税	944,330,000	958,846,692	941,498,860	4,862,126	12,485,706	△2,831,140
	4市たばこ税	9,276,814,000	9,425,874,891	9,425,874,891		0	149,060,891
	5特別土地保有税	2,000					△2,000
	6入湯税	6,533,000	12,295,950	12,295,950		0	5,762,950
	7事業所税	9,178,098,000	9,439,901,300	9,437,885,700		2,015,600	259,787,700
	8都市計画税	26,493,253,000	26,657,822,879	26,580,932,914	6,999,889	69,890,076	87,679,914
2地方譲与税		2,954,880,000	3,074,336,232	3,074,336,232		0	119,456,232
	1地方揮発油譲与税	726,685,000	732,760,000	732,760,000		0	6,075,000
	2自動車重量譲与税	1,576,396,000	1,625,619,000	1,625,619,000		0	49,223,000
	3地方道路譲与税	1,000	10	10		0	△990
	4森林環境譲与税	120,709,000	123,715,000	123,715,000		0	3,006,000
	5特別とん譲与税	523,169,000	584,001,222	584,001,222		0	60,832,222
	6航空機燃料譲与税	1,000					△1,000
	7石油ガス譲与税	7,919,000	8,241,000	8,241,000		0	322,000
3利子割交付金		152,798,000	154,130,000	154,130,000		0	1,332,000
	1利子割交付金	152,798,000	154,130,000	154,130,000		0	1,332,000
4配当割交付金		1,658,602,000	2,304,241,000	2,304,241,000		0	645,639,000
	1配当割交付金	1,658,602,000	2,304,241,000	2,304,241,000		0	645,639,000
5株式等譲渡所得割交付金		1,040,089,000	2,940,102,000	2,940,102,000		0	1,900,013,000
	1株式等譲渡所得割交付金	1,040,089,000	2,940,102,000	2,940,102,000		0	1,900,013,000
6分離課税所得割交付金		342,960,000	403,007,000	403,007,000		0	60,047,000
	1分離課税所得割交付金	342,960,000	403,007,000	403,007,000		0	60,047,000
7法人事業税交付金		3,023,250,000	2,943,778,000	2,943,778,000		0	△79,472,000
	1法人事業税交付金	3,023,250,000円	2,943,778,000円	2,943,778,000円		0円	△79,472,000円
8地方消費税交付金		32,927,238,000	33,062,714,000	33,062,714,000		0	135,476,000
	1地方消費税交付金	32,927,238,000	33,062,714,000	33,062,714,000		0	135,476,000
9ゴルフ場利用税交付金		33,868,000	33,916,680	33,916,680		0	48,680
	1ゴルフ場利用税交付金	33,868,000	33,916,680	33,916,680		0	48,680
10環境性能割交付金		762,713,000	719,855,537	719,855,537		0	△42,857,463
	1環境性能割交付金	762,713,000	719,855,537	719,855,537		0	△42,857,463
11軽油引取税交付金		3,979,684,000	3,726,585,619	3,726,585,619		0	△253,098,381
	1軽油引取税交付金	3,979,684,000	3,726,585,619	3,726,585,619		0	△253,098,381
12地方特例交付金		4,973,414,000	3,352,715,000	3,352,715,000		0	△1,620,699,000
	1地方特例交付金	2,287,521,000	2,139,840,000	2,139,840,000		0	△147,681,000
	2新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	2,685,893,000	1,212,875,000	1,212,875,000		0	△1,473,018,000
13地方交付税		3,541,188,000	3,732,290,000	3,732,290,000		0	191,102,000
	1地方交付税	3,541,188,000	3,732,290,000	3,732,290,000		0	191,102,000
14交通安全対策特別交付金		294,376,000	331,064,000	331,064,000		0	36,688,000
	1交通安全対策特別交付金	294,376,000	331,064,000	331,064,000		0	36,688,000
15分担金及び負担金		12,212,887,500	11,068,936,233	10,788,555,018	9,768,637	270,612,578	△1,424,332,482
	1負担金	12,212,887,500	11,068,936,233	10,788,555,018	9,768,637	270,612,578	△1,424,332,482
16使用料及び手数料		17,154,704,000	16,082,424,851	15,624,109,158	79,195,631	379,120,062	△1,530,594,842
	1使用料	12,458,405,000	12,334,777,760	11,910,636,596	77,258,131	346,883,033	△547,768,404
	2手数料	4,696,299,000	3,747,647,091	3,713,472,562	1,937,500	32,237,029	△982,826,438
17国庫支出金		233,345,916,429	206,029,730,947	203,042,521,947		2,987,209,000	△30,303,394,482
	1国庫負担金	131,131,227,000	127,433,409,959	127,433,409,959		0	△3,697,817,041
	2国庫補助金	101,738,246,429	78,137,149,571	75,149,940,571		2,987,209,000	△26,588,305,858
	3委託金	476,443,000	459,171,417	459,171,417		0	△17,271,583
18県支出金		38,598,499,000	37,671,473,987	37,224,693,987		446,780,000	△1,373,805,013

一般会計							
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1 県負担金	26,459,024,000 円	25,876,573,165 円	25,876,573,165 円		0 円	△582,450,835 円
	2 県補助金	8,774,724,000	8,448,751,655	8,003,751,655		445,000,000	△770,972,345
	3 委託金	3,364,751,000	3,346,149,167	3,344,369,167		1,780,000	△20,381,833
19 財産収入		8,385,090,000	8,073,267,326	8,043,790,014		29,477,312	△341,299,986
	1 財産運用収入	1,739,312,000	1,536,388,094	1,533,115,847		3,272,247	△206,196,153
	2 財産売却収入	6,645,778,000	6,536,879,232	6,510,674,167		26,205,065	△135,103,833
20 寄附金		1,147,719,000	1,194,873,302	1,194,873,302		0	47,154,302
	1 寄附金	1,147,719,000	1,194,873,302	1,194,873,302		0	47,154,302
21 繰入金		84,385,437,246	55,824,390,594	55,594,334,594		230,056,000	△28,791,102,652
	1 基金繰入金	81,397,274,246	53,644,731,236	53,414,675,236		230,056,000	△27,982,599,010
	2 特別会計繰入金	2,988,163,000	2,179,659,358	2,179,659,358		0	△808,503,642
22 繰越金		3,452,439,334	3,444,902,334	3,444,902,334		0	△7,537,000
	1 繰越金	3,452,439,334	3,444,902,334	3,444,902,334		0	△7,537,000
23 諸収入		35,111,041,000	38,732,029,091	34,796,156,035	328,727,207	3,607,145,849	△314,884,965
	1 延滞金及び加算金	214,221,000	180,867,522	169,041,372	1,000	11,825,150	△45,179,628
	2 市預金利子	1,102,000	648,983	648,983		0	△453,017
	3 貸付金元利収入	20,464,485,000	20,332,098,319	20,301,932,029	2,416,101	27,750,189	△162,552,971
	4 収益事業収入	4,311,276,000	4,468,544,926	4,468,544,926		0	157,268,926
	5 受託事業収入	976,224,000	374,526,701	374,526,701		0	△601,697,299
	6 雑入	9,143,733,000	13,375,342,640	9,481,462,024	326,310,106	3,567,570,510	337,229,024
24 市債		101,577,000,000	56,857,500,000	56,857,500,000		0	△44,719,500,000
	1 市債	101,577,000,000	56,857,500,000	56,857,500,000		0	△44,719,500,000
歳入合計		951,858,825,509	858,339,897,874	847,995,680,319	798,762,821	9,545,454,734	△103,863,145,190

歳			出			一般会計
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議 会 費		1,662,591,000 円	1,617,386,872 円		45,204,128 円	45,204,128 円
	1 議 会 費	1,662,591,000	1,617,386,872		45,204,128	45,204,128
2 総 務 費		62,356,131,500	58,363,533,242	653,277,351	3,339,320,907	3,992,598,258
	1 職 員 管 理 費	32,371,950,000	31,305,637,491		1,066,312,509	1,066,312,509
	2 総 務 管 理 費	18,577,077,000	16,752,910,900	540,518,351	1,283,647,749	1,824,166,100
	3 危 機 管 理 費	1,801,064,500	1,559,920,632		241,143,868	241,143,868
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	1,096,992,000	793,583,861	112,759,000	190,649,139	303,408,139
	5 徴 税 費	6,793,631,000	6,529,533,225		264,097,775	264,097,775
	6 遊 歩 費	1,285,968,000	1,033,680,381		252,287,619	252,287,619
	7 統 計 調 査 費	143,119,000	113,129,214		29,989,786	29,989,786
	8 人 事 委 員 会 費	122,485,000	119,000,380		3,484,620	3,484,620
	9 監 査 費	163,845,000	156,137,158		7,707,842	7,707,842
3 市 民 文 化 費		9,575,198,000	8,389,447,162	9,625,000	1,176,125,838	1,185,750,838
	1 市 民 文 化 費	9,575,198,000	8,389,447,162	9,625,000	1,176,125,838	1,185,750,838
4 こ ど も 未 来 費		153,089,129,386	143,466,203,090	2,316,950,559	7,305,975,737	9,622,926,296
	1 こ ど も 青 少 年 費	70,342,196,000	66,090,041,147	1,649,811,000	2,602,343,853	4,252,154,853
	2 こ ど も 支 援 費	82,746,933,386	77,376,161,943	667,139,559	4,703,631,884	5,370,771,443
5 健 康 福 祉 費		216,986,160,000	185,248,010,504	18,144,854,708	13,593,294,788	31,738,149,496
	1 健 康 福 祉 費	38,921,115,000	18,102,572,912	15,861,008,000	4,957,534,088	20,818,542,088
	2 社 会 福 祉 費	2,570,967,000	1,640,399,363	133,393,000	797,174,637	930,567,637
	3 生 活 保 護 費	59,078,631,000	57,099,520,651		1,979,110,349	1,979,110,349
	4 老 人 福 祉 費	21,143,680,000	17,565,691,030	723,080,000	2,854,908,970	3,577,988,970
	5 障 害 者 福 祉 費	51,562,228,000	50,955,330,256	23,334,000	583,563,744	606,897,744
	6 国 民 年 金 費	281,199,000	254,919,318		26,279,682	26,279,682
	7 公 衆 衛 生 費	37,551,224,000	34,780,216,809	1,100,593,708	1,670,413,483	2,771,007,191
	8 公 害 保 健 費	1,988,473,000	1,754,128,714		234,344,286	234,344,286
	9 保 健 衛 生 施 設 費	1,172,206,000	1,066,936,187		105,269,813	105,269,813

一般会計						
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	10 保 健 所 費	37,597,000 ^円	36,514,107 ^円	^円	1,082,893 ^円	1,082,893 ^円
	11 看 護 短 期 大 学 費	795,689,000	695,762,838		99,926,162	99,926,162
	12 施 設 整 備 費	1,883,151,000	1,296,018,319	303,446,000	283,686,681	587,132,681
6 環 境 費		30,337,969,000	29,041,675,935	616,695,500	679,597,565	1,296,293,065
	1 環 境 管 理 費	2,586,683,000	1,771,909,469	596,032,000	218,741,531	814,773,531
	2 公 害 対 策 費	801,400,000	777,177,496		24,222,504	24,222,504
	3 ご み 処 理 費	13,471,446,000	13,174,678,192		296,767,808	296,767,808
	4 し 尿 処 理 費	594,101,000	582,683,205		11,417,795	11,417,795
	5 施 設 費	12,884,339,000	12,735,227,573	20,663,500	128,447,927	149,111,427
7 経 済 労 働 費		35,241,816,996	33,651,077,809	115,416,000	1,475,323,187	1,590,739,187
	1 産 業 経 済 費	996,174,000	960,083,748		36,090,252	36,090,252
	2 商 工 業 費	2,863,329,996	2,446,121,720	115,416,000	301,792,276	417,208,276
	3 中 小 企 業 支 援 費	30,423,368,000	29,339,517,314		1,083,850,686	1,083,850,686
	4 農 業 費	254,001,000	228,333,685		25,667,315	25,667,315
	5 労 政 費	704,944,000	677,021,342		27,922,658	27,922,658
8 建 設 緑 政 費		41,291,362,066	28,877,853,354	9,130,024,968	3,283,483,744	12,413,508,712
	1 建 設 緑 政 管 理 費	2,720,831,000	2,611,777,849		109,053,151	109,053,151
	2 道 路 橋 り ょ う 費	12,586,169,206	8,572,083,299	2,404,403,665	1,609,682,242	4,014,085,907
	3 街 路 事 業 費	17,089,618,529	11,527,438,034	4,544,337,213	1,017,843,282	5,562,180,495
	4 広 域 道 路 費	86,406,000	84,078,959		2,327,041	2,327,041
	5 河 川 費	5,369,148,980	3,393,202,250	1,639,756,890	336,189,840	1,975,946,730
	6 緑 化 費	266,413,500	226,828,683		39,584,817	39,584,817
	7 自 然 保 護 対 策 費	983,367,681	647,904,202	315,063,000	20,400,479	335,463,479
	8 公 園 費	2,189,407,170	1,814,540,078	226,464,200	148,402,892	374,867,092
9 港 湾 費		15,952,356,000	9,278,510,058	5,410,952,000	1,262,893,942	6,673,845,942
	1 港 湾 管 理 費	3,474,348,000	3,255,878,640	4,005,000	214,464,360	218,469,360
	2 港 湾 建 設 費	12,478,008,000	6,022,631,418	5,406,947,000	1,048,429,582	6,455,376,582
10 ま ち づ く り 費		24,940,268,000 ^円	20,769,399,487 ^円	1,957,560,000 ^円	2,213,308,513 ^円	4,170,868,513 ^円
	1 ま ち づ く り 管 理 費	638,306,000	579,889,194	2,500,000	55,916,806	58,416,806
	2 計 画 費	560,704,000	460,458,757	6,324,000	93,921,243	100,245,243
	3 整 備 事 業 費	12,053,141,000	8,999,137,560	1,925,155,000	1,128,848,440	3,054,003,440
	4 建 築 管 理 費	1,540,357,000	1,321,907,372	3,000,000	215,449,628	218,449,628
	5 住 宅 費	10,147,760,000	9,408,006,604	20,581,000	719,172,396	739,753,396
11 区 役 所 費		19,219,692,242	17,070,544,960	549,294,000	1,599,853,282	2,149,147,282
	1 区 政 振 興 費	13,801,483,242	12,568,367,350	537,530,000	695,585,892	1,233,115,892
	2 戸籍住民基本台帳費	5,418,209,000	4,502,177,610	11,764,000	904,267,390	916,031,390
12 消 防 費		17,782,739,000	17,195,805,274	20,000,000	566,933,726	586,933,726
	1 消 防 費	17,782,739,000	17,195,805,274	20,000,000	566,933,726	586,933,726
13 教 育 費		133,740,678,319	112,865,061,428	11,976,497,000	8,899,119,891	20,875,616,891
	1 教 育 総 務 費	37,111,443,000	35,588,435,290		1,523,007,710	1,523,007,710
	2 小 学 校 費	26,606,231,000	26,203,483,955		402,747,045	402,747,045
	3 中 学 校 費	13,197,320,000	12,773,776,294		423,543,706	423,543,706
	4 高 等 学 校 費	3,327,392,000	3,213,373,215		114,018,785	114,018,785
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,772,226,000	2,678,116,673		94,109,327	94,109,327
	6 社 会 教 育 費	3,500,061,319	3,103,151,816	149,729,000	247,180,503	396,909,503
	7 体 育 保 健 費	12,078,786,000	11,410,851,189	81,283,000	586,651,811	667,934,811
	8 教 育 施 設 費	35,147,219,000	17,893,872,996	11,745,485,000	5,507,861,004	17,253,346,004
14 公 債 費		71,186,572,000	70,725,982,516		460,589,484	460,589,484
	1 公 債 費	71,186,572,000	70,725,982,516		460,589,484	460,589,484
15 諸 支 出 金		118,181,037,000	103,320,274,064		14,860,762,936	14,860,762,936
	1 繰 出 金	118,181,037,000	103,320,274,064		14,860,762,936	14,860,762,936
16 予 備 費		315,125,000			315,125,000	315,125,000
	1 予 備 費	315,125,000			315,125,000	315,125,000
歳 出 合 計		951,858,825,509 ^円	839,880,765,755 ^円	50,901,147,086 ^円	61,076,912,668 ^円	111,978,059,754 ^円

歳入歳出差引残額 8,114,914,564 円
うち基金繰入額 3,001,942,000 円

令和3年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	27,082,960,000円
歳入決算額	24,487,307,968円
歳 出	
歳出予算額	27,082,960,000円
歳出決算額	24,437,886,265円

令和3年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				競輪事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 競 輪 事 業 収 入		26,528,521,000 円	24,469,672,383 円	24,469,310,472 円		361,911 円	△2,059,210,528 円
	1 事 業 収 入	26,528,521,000	24,469,672,383	24,469,310,472		361,911	△2,059,210,528
2 繰 入 金		354,439,000	16,500,000	16,500,000		0	△337,939,000
	1 基 金 繰 入 金	354,439,000	16,500,000	16,500,000		0	△337,939,000
3 繰 越 金		200,000,000	1,497,496	1,497,496		0	△198,502,504
	1 繰 越 金	200,000,000	1,497,496	1,497,496		0	△198,502,504
歳 入 合 計		27,082,960,000	24,487,669,879	24,487,307,968		361,911	△2,595,652,032

歳 出				競輪事業特別会計			
款	項	予 算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 競 輪 事 業 費		25,602,355,000 円		23,067,886,265 円	49,741,000 円	2,484,727,735 円	2,534,468,735 円
	1 競 輪 事 務 費	227,966,000		226,602,741		1,363,259	1,363,259
	2 競 輪 開 催 費	25,074,790,000		22,649,770,579		2,425,019,421	2,425,019,421
	3 競 輪 場 整 備 費	299,599,000		191,512,945	49,741,000	58,345,055	108,086,055
2 諸 支 出 金		1,370,001,000		1,370,000,000		1,000	1,000
	1 繰 出 金	1,370,000,000		1,370,000,000		0	0
	2 納 付 金	1,000				1,000	1,000
3 予 備 費		110,604,000				110,604,000	110,604,000
	1 予 備 費	110,604,000				110,604,000	110,604,000
歳 出 合 計		27,082,960,000		24,437,886,265	49,741,000	2,595,332,735	2,645,073,735

歳入歳出差引残額

49,421,703 円

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	2,294,795,000円
歳入決算額	1,776,825,467円
歳 出	
歳出予算額	2,294,795,000円
歳出決算額	1,763,295,467円

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				卸売市場事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 使用料及び手数料		807,733,000 円	804,358,258 円	800,178,685 円	2,358,079 円	1,821,494 円	△7,554,315 円
	1 使 用 料	807,732,000	804,358,258	800,178,685	2,358,079	1,821,494	△7,553,315
	2 手 数 料	1,000					△1,000
2 財 産 収 入		31,775,000	31,947,996	31,947,996		0	172,996
	1 財 産 売 払 収 入	2,000					△2,000
	2 財 産 貸 付 収 入	31,773,000	31,947,996	31,947,996		0	174,996
3 繰 入 金		326,440,000	229,554,204	229,554,204		0	△96,885,796
	1 繰 入 金	326,440,000	229,554,204	229,554,204		0	△96,885,796
4 繰 越 金		32,665,000	32,664,000	32,664,000		0	△1,000
	1 繰 越 金	32,665,000	32,664,000	32,664,000		0	△1,000
5 諸 収 入		265,182,000	215,190,475	197,480,582	199,400	17,510,493	△67,701,418
	1 延滞金及び加算金	1,000	503,100	108,300	199,400	195,400	107,300
	2 雑 入	265,181,000	214,687,375	197,372,282		17,315,093	△67,808,718
6 市 債		831,000,000	485,000,000	485,000,000		0	△346,000,000
	1 市 債	831,000,000	485,000,000	485,000,000		0	△346,000,000
歳 入 合 計		2,294,795,000	1,798,714,933	1,776,825,467	2,557,479	19,331,987	△517,969,533

歳 出			卸売市場事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 卸 売 市 場 事 業 費		1,851,422,000 円	1,346,096,014 円	98,530,000 円	406,795,986 円	505,325,986 円
	1 運 営 費	878,347,000	731,132,178		147,214,822	147,214,822
	2 施 設 整 備 費	973,075,000	614,963,836	98,530,000	259,581,164	358,111,164
2 公 債 費		438,373,000	417,199,453		21,173,547	21,173,547
	1 公 債 費	438,373,000	417,199,453		21,173,547	21,173,547
3 予 備 費		5,000,000			5,000,000	5,000,000
	1 予 備 費	5,000,000			5,000,000	5,000,000
歳 出 合 計		2,294,795,000	1,763,295,467	98,530,000	432,969,533	531,499,533

歳入歳出差引残額

13,530,000 円

令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入	
歳入予算額	123,390,132,000円
歳入決算額	123,355,921,611円
歳出	
歳出予算額	123,390,132,000円
歳出決算額	122,979,441,942円

令和3年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入				国民健康保険事業特別会計			
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		29,317,269,000 円	32,699,201,120 円	29,510,367,130 円	403,812,911 円	2,785,021,079 円	193,098,130 円
	1 保険料	29,317,269,000	32,699,201,120	29,510,367,130	403,812,911	2,785,021,079	193,098,130
2 負担金		2,000					△2,000
	1 一部負担金	2,000					△2,000
3 国庫支出金		1,664,000	133,205,000	133,205,000		0	131,541,000
	1 国庫補助金	1,664,000	133,205,000	133,205,000		0	131,541,000
4 県支出金		81,099,743,000	80,807,513,995	80,807,513,995		0	△292,229,005
	1 県補助金	81,099,742,000	80,807,513,995	80,807,513,995		0	△292,228,005
	2 財政安定化基金支出金	1,000					△1,000
5 財産収入		22,814,000	10,367,519	10,367,519		0	△12,446,481
	1 財産運用収入	22,814,000	10,367,519	10,367,519		0	△12,446,481
6 繰入金		11,163,071,000	11,163,070,000	11,163,070,000		0	△1,000
	1 繰入金	11,163,070,000	11,163,070,000	11,163,070,000		0	0
	2 基金繰入金	1,000					△1,000
7 繰越金		1,324,875,000	1,324,874,136	1,324,874,136		0	△864
	1 繰越金	1,324,875,000	1,324,874,136	1,324,874,136		0	△864
8 諸収入		460,694,000	505,714,695	406,523,831	8,633,388	90,557,476	△54,170,169
	1 延滞金・加算金及び過料	175,849,000	129,002,366	129,002,366		0	△46,846,634
	2 雑収入	284,845,000	376,712,329	277,521,465	8,633,388	90,557,476	△7,323,535
歳入合計		123,390,132,000	126,643,946,465	123,355,921,611	412,446,299	2,875,578,555	△34,210,389

歳出				国民健康保険事業特別会計		
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		3,187,210,000 円	3,016,356,267 円		170,853,733 円	170,853,733 円
	1 総務管理費	2,799,333,000	2,683,097,036		116,235,964	116,235,964
	2 保険料徴収費	353,558,000	317,246,056		36,311,944	36,311,944
	3 運営協議会費	311,000	298,965		12,035	12,035
	4 広報普及費	34,008,000	15,714,210		18,293,790	18,293,790
2 保険給付費		80,222,302,000	80,181,376,894		40,925,106	40,925,106
	1 保険給付費	80,222,302,000	80,181,376,894		40,925,106	40,925,106
3 国民健康保険事業費納付金		37,535,904,000	37,535,901,407		2,593	2,593
	1 医療給付費分納付金	24,911,296,000	24,911,294,586		1,414	1,414
	2 後期高齢者支援金等分納付金	8,861,177,000	8,861,176,622		378	378
	3 介護納付金分納付金	3,763,431,000	3,763,430,199		801	801
4 保健事業費		793,049,000	670,787,480		122,261,520	122,261,520
	1 保健事業費	793,049,000	670,787,480		122,261,520	122,261,520
5 諸支出金		266,137,000	239,778,239		26,358,761	26,358,761
	1 負担金及び分担金	30,312,000	29,039,751		1,272,249	1,272,249
	2 償還金利子及び還付加算金	192,535,000	167,449,488		25,085,512	25,085,512
	3 延滞金	1,000			1,000	1,000
	4 国庫負担金等返還金	43,289,000	43,289,000		0	0
6 基金積立金		1,347,689,000	1,335,241,655		12,447,345	12,447,345
	1 基金積立金	1,347,689,000	1,335,241,655		12,447,345	12,447,345
7 予備費		37,841,000			37,841,000	37,841,000
	1 予備費	37,841,000			37,841,000	37,841,000
歳出合計		123,390,132,000	122,979,441,942		410,690,058	410,690,058

歳入歳出差引残額

376,479,669 円

令和 3 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	320,610,000円
歳入決算額	315,836,888円
歳 出	
歳出予算額	320,610,000円
歳出決算額	266,274,196円

令和 3 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				入			
				母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰 入 金		28,538,000 円	26,823,292 円	26,823,292 円	円	0 円	△1,714,708 円
	1 繰 入 金	28,538,000	26,823,292	26,823,292		0	△1,714,708
2 繰 越 金		44,153,000	44,153,069	44,153,069		0	69
	1 繰 越 金	44,153,000	44,153,069	44,153,069		0	69
3 諸 収 入		223,003,000	915,168,720	219,944,527	13,458,825	681,765,368	△3,058,473
	1 貸 付 金 元 利 収 入	222,982,000	914,811,300	219,779,107	13,458,825	681,573,368	△3,202,893
	2 雑 入	21,000	357,420	165,420		192,000	144,420
4 市 債		24,916,000	24,916,000	24,916,000		0	0
	1 市 債	24,916,000	24,916,000	24,916,000		0	0
歳 入 合 計		320,610,000	1,011,061,081	315,836,888	13,458,825	681,765,368	△4,773,112

歳 出			出			
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		320,610,000 円	266,274,196 円	円	54,335,804 円	54,335,804 円
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	320,610,000	266,274,196		54,335,804	54,335,804
歳 出 合 計		320,610,000	266,274,196		54,335,804	54,335,804

歳入歳出差引残額

49,562,692 円

令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	18,162,706,000円
歳入決算額	17,673,580,403円
歳 出	
歳出予算額	18,162,706,000円
歳出決算額	16,815,839,669円

令和3年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				後期高齢者医療事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		14,903,894,000 円	14,589,780,539 円	14,540,328,654 円	11,702,220 円	37,749,665 円	△363,565,346 円
	1 後期高齢者医療保険料	14,903,894,000	14,589,780,539	14,540,328,654	11,702,220	37,749,665	△363,565,346
2 国 庫 支 出 金		16,543,000					△16,543,000
	1 国 庫 補 助 金	16,543,000					△16,543,000
3 繰 入 金		2,360,805,000	2,269,336,662	2,269,336,662		0	△91,468,338
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,360,805,000	2,269,336,662	2,269,336,662		0	△91,468,338
4 繰 越 金		812,540,000	812,538,055	812,538,055		0	△1,945
	1 繰 越 金	812,540,000	812,538,055	812,538,055		0	△1,945
5 諸 収 入		68,924,000	51,377,032	51,377,032		0	△17,546,968
	1 延滞金・加算金及び過料	4,471,000	2,464,351	2,464,351		0	△2,006,649
	2 償還金及び還付加算金	35,967,000	32,719,799	32,719,799		0	△3,247,201
	3 雑 入	28,486,000	16,192,882	16,192,882		0	△12,293,118
歳 入 合 計		18,162,706,000	17,723,032,288	17,673,580,403	11,702,220	37,749,665	△489,125,597

歳 出			後期高齢者医療事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		323,480,000 円	272,768,799 円		50,711,201 円	50,711,201 円
	1 総 務 管 理 費	240,737,000	204,978,732		35,758,268	35,758,268
	2 旅 費	82,743,000	67,790,067		14,952,933	14,952,933
2 後期高齢者医療広域連合納付金		17,793,220,000	16,511,107,860		1,282,112,140	1,282,112,140
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	17,793,220,000	16,511,107,860		1,282,112,140	1,282,112,140
3 諸 支 出 金		36,006,000	31,963,010		4,042,990	4,042,990
	1 償還金及び還付加算金	36,006,000	31,963,010		4,042,990	4,042,990
4 予 備 費		10,000,000			10,000,000	10,000,000
	1 予 備 費	10,000,000			10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計		18,162,706,000	16,815,839,669		1,346,866,331	1,346,866,331

歳入歳出差引残額

857,740,734 円

令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	203,211,000円
歳入決算額	199,973,615円
歳 出	
歳出予算額	203,211,000円
歳出決算額	61,571,108円

令和3年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				公害健康被害補償事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		26,940,000 円	26,940,000 円	26,940,000 円		0 円	0 円
	1 負 担 金	26,940,000	26,940,000	26,940,000		0	0
2 財 産 収 入		1,560,000	1,215,628	1,215,628		0	△344,372
	1 財産運用収入	1,560,000	1,215,628	1,215,628		0	△344,372
3 繰 入 金		32,425,000	29,531,428	29,531,428		0	△2,893,572
	1 基 金 繰 入 金	20,793,000	18,816,407	18,816,407		0	△1,976,593
	2 一般会計繰入金	11,632,000	10,715,021	10,715,021		0	△916,979
4 繰 越 金		142,286,000	142,286,559	142,286,559		0	559
	1 繰 越 金	142,286,000	142,286,559	142,286,559		0	559
歳 入 合 計		203,211,000	199,973,615	199,973,615		0	△3,237,385

歳 出			公害健康被害補償事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公害健康被害補償事業費		203,211,000 円	61,571,108 円		141,639,892 円	141,639,892 円
	1 公害健康被害補償事業費	203,211,000	61,571,108		141,639,892	141,639,892
歳 出 合 計		203,211,000	61,571,108		141,639,892	141,639,892

歳入歳出差引残額

138,402,507 円

令和3年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入	
歳入予算額	105,343,442,000円
歳入決算額	102,497,091,554円
歳出	
歳出予算額	105,343,442,000円
歳出決算額	101,137,546,098円

令和3年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入				介護保険事業特別会計			
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 介護保険料		23,392,406,000 円	23,696,021,560 円	23,458,436,841 円	54,420,391 円	183,164,328 円	66,030,841 円
	1 保険料	23,392,406,000	23,696,021,560	23,458,436,841	54,420,391	183,164,328	66,030,841
2 使用料及び手数料		33,444,000	15,508,000	15,473,000		35,000	△17,971,000
	1 手数料	33,444,000	15,508,000	15,473,000		35,000	△17,971,000
3 国庫支出金		22,252,552,000	21,747,475,963	21,747,475,963		0	△505,076,037
	1 国庫負担金	17,547,510,000	17,330,090,453	17,330,090,453		0	△217,419,547
	2 国庫補助金	4,705,042,000	4,417,385,510	4,417,385,510		0	△287,656,490
4 県支出金		14,450,686,000	14,054,554,079	14,054,554,079		0	△396,131,921
	1 県負担金	13,705,256,000	13,335,103,424	13,335,103,424		0	△370,152,576
	2 県補助金	745,428,000	719,450,655	719,450,655		0	△25,977,345
	3 財政安定化基金支出金	2,000					△2,000
5 財産収入		39,924,000	24,937,518	24,937,518		0	△14,986,482
	1 財産運用収入	39,924,000	24,937,518	24,937,518		0	△14,986,482
6 支払基金交付金		26,639,693,000	25,867,546,589	25,867,546,589		0	△772,146,411
	1 支払基金交付金	26,639,693,000	25,867,546,589	25,867,546,589		0	△772,146,411
7 寄附金		1,000					△1,000
	1 寄附金	1,000					△1,000
8 繰入金		17,342,678,000	16,089,293,077	16,089,293,077		0	△1,253,384,923
	1 一般会計繰入金	16,462,684,000	15,432,343,556	15,432,343,556		0	△1,030,340,444
	2 基金繰入金	879,994,000	656,949,521	656,949,521		0	△223,044,479
9 繰越金		1,130,357,000	1,130,356,750	1,130,356,750		0	△250
	1 繰越金	1,130,357,000	1,130,356,750	1,130,356,750		0	△250
10 諸収入		61,701,000	119,979,934	109,017,737	494,910	10,467,287	47,316,737
	1 延滞金・加算金及び過料	2,000	14,518,459	4,894,611	472,049	9,151,799	4,892,611
	2 雑入	61,699,000	105,461,475	104,123,126	22,861	1,315,488	42,424,126
歳入合計		105,343,442,000	102,745,673,470	102,497,091,554	54,915,301	193,666,615	△2,846,350,446

歳出				介護保険事業特別会計			
款	項	予算現額		支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		3,007,602,000 円		2,489,595,652 円		518,006,348 円	518,006,348 円
	1 総務管理費	3,007,602,000		2,489,595,652		518,006,348	518,006,348
2 保険給付費		96,251,596,000		93,363,682,742		2,887,913,258	2,887,913,258
	1 保険給付費	96,251,596,000		93,363,682,742		2,887,913,258	2,887,913,258
3 財政安定化基金拠出金		1,000				1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000				1,000	1,000
4 地域支援事業費		4,824,058,000		4,088,721,786		735,336,214	735,336,214
	1 地域支援事業費	4,824,058,000		4,088,721,786		735,336,214	735,336,214
5 諸支出金		69,904,000		40,251,650		29,652,350	29,652,350
	1 還付金	51,865,000		25,727,010		26,137,990	26,137,990
	2 延滞金	1,000				1,000	1,000
	3 繰出金	18,038,000		14,524,640		3,513,360	3,513,360
6 基金積立金		1,170,281,000		1,155,294,268		14,986,732	14,986,732
	1 基金積立金	1,170,281,000		1,155,294,268		14,986,732	14,986,732
7 予備費		20,000,000				20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000				20,000,000	20,000,000
歳出合計		105,343,442,000		101,137,546,098		4,205,895,902	4,205,895,902

歳入歳出差引残額

1,359,545,456 円

令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	4,583,417,000円
歳入決算額	3,301,384,222円
歳 出	
歳出予算額	4,583,417,000円
歳出決算額	3,073,048,822円

令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				港湾整備事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 使用料及び手数料		461,526,000 円	460,749,715 円	460,749,715 円	円	0 円	△776,285 円
	1 使 用 料	461,523,000	460,749,415	460,749,415		0	△773,585
	2 手 数 料	3,000	300	300		0	△2,700
2 県 支 出 金		565,000	565,000	565,000		0	0
	1 委 託 金	565,000	565,000	565,000		0	0
3 財 産 収 入		1,106,916,000	1,167,020,417	1,167,020,417		0	60,104,417
	1 財 産 運 用 収 入	1,106,915,000	1,167,020,417	1,167,020,417		0	60,105,417
	2 財 産 売 払 収 入	1,000					△1,000
4 繰 入 金		1,247,601,000	140,988,403	140,988,403		0	△1,106,612,597
	1 基 金 繰 入 金	1,247,601,000	140,988,403	140,988,403		0	△1,106,612,597
5 繰 越 金		444,790,000	444,789,592	444,789,592		0	△408
	1 繰 越 金	444,790,000	444,789,592	444,789,592		0	△408
6 諸 収 入		323,019,000	372,161,095	370,271,095		1,890,000	47,252,095
	1 延滞金及び加算金	1,000					△1,000
	2 貸付金元利収入	29,601,000	29,599,999	29,599,999		0	△1,001
	3 雑 入	293,417,000	342,561,096	340,671,096		1,890,000	47,254,096
7 市 債		999,000,000	717,000,000	717,000,000		0	△282,000,000
	1 市 債	999,000,000	717,000,000	717,000,000		0	△282,000,000
歳 入 合 計		4,583,417,000	3,303,274,222	3,301,384,222		1,890,000	△1,282,032,778

歳 出			港湾整備事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 港 湾 整 備 事 業 費		3,330,680,000 円	1,846,314,667 円	284,272,000 円	1,200,093,333 円	1,484,365,333 円
	1 運 営 費	370,050,000	275,115,227		94,934,773	94,934,773
	2 整 備 費	2,960,630,000	1,571,199,440	284,272,000	1,105,158,560	1,389,430,560
2 諸 支 出 金		1,065,126,000	1,057,187,151		7,938,849	7,938,849
	1 積 立 金	370,342,000	362,466,293		7,875,707	7,875,707
	2 繰 出 金	694,784,000	694,720,858		63,142	63,142
3 公 債 費		186,611,000	169,547,004		17,063,996	17,063,996
	1 公 債 費	186,611,000	169,547,004		17,063,996	17,063,996
4 予 備 費		1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		4,583,417,000	3,073,048,822	284,272,000	1,226,096,178	1,510,368,178

歳入歳出差引残額

228,335,400 円

令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算

歳入	
歳入予算額	110,486,000円
歳入決算額	97,151,194円
歳出	
歳出予算額	110,486,000円
歳出決算額	97,151,194円

令和3年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳入				入			
				勤労者福祉共済事業特別会計			
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 共済掛金収入		73,365,000 円	71,176,000 円	70,992,500 円	28,000 円	155,500 円	△2,372,500 円
	1 共済掛金収入	73,365,000	71,176,000	70,992,500	28,000	155,500	△2,372,500
2 財産収入		714,000	470,213	470,213		0	△243,787
	1 財産運用収入	714,000	470,213	470,213		0	△243,787
3 繰入金		29,393,000	18,856,772	18,856,772		0	△10,536,228
	1 基金繰入金	6,309,000	803,214	803,214		0	△5,505,786
	2 一般会計繰入金	23,084,000	18,053,558	18,053,558		0	△5,030,442
4 繰越金		100,000					△100,000
	1 繰越金	100,000					△100,000
5 諸収入		6,914,000	6,831,709	6,831,709		0	△82,291
	1 貸付金元利収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000		0	0
	2 雑収入	1,914,000	1,831,709	1,831,709		0	△82,291
歳入合計		110,486,000	97,334,694	97,151,194	28,000	155,500	△13,334,806

歳出			出			
			勤労者福祉共済事業特別会計			
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 勤労者福祉共済事業費		109,486,000 円	97,151,194 円		12,334,806 円	12,334,806 円
	1 勤労者福祉共済事業費	109,486,000	97,151,194		12,334,806	12,334,806
2 予備費		1,000,000			1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000			1,000,000	1,000,000
歳出合計		110,486,000	97,151,194		13,334,806	13,334,806

歳入歳出差引残額

0 円

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	748,485,000円
歳入決算額	610,116,987円
歳 出	
歳出予算額	748,485,000円
歳出決算額	535,251,723円

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				墓地整備事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 使用料及び手数料		372,515,000 円	367,481,000 円	367,481,000 円		0 円	△5,034,000 円
	1 使 用 料	372,515,000	367,481,000	367,481,000		0	△5,034,000
2 財 産 収 入		2,745,000	1,654,444	1,654,444		0	△1,090,556
	1 財産運用収入	2,745,000	1,654,444	1,654,444		0	△1,090,556
3 繰 入 金		132,242,000					△132,242,000
	1 繰 入 金	132,242,000					△132,242,000
4 繰 越 金		240,982,000	240,981,543	240,981,543		0	△457
	1 繰 越 金	240,982,000	240,981,543	240,981,543		0	△457
5 諸 収 入		1,000					△1,000
	1 雑 入	1,000					△1,000
歳 入 合 計		748,485,000	610,116,987	610,116,987		0	△138,368,013

歳 出				墓地整備事業特別会計			
款	項	予 算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 墓 地 整 備 事 業 費		717,200,000 円		514,105,579 円		203,094,421 円	203,094,421 円
	1 墓 地 整 備 事 業 費	717,200,000		514,105,579		203,094,421	203,094,421
2 公 債 費		21,285,000		21,146,144		138,856	138,856
	1 公 債 費	21,285,000		21,146,144		138,856	138,856
3 予 備 費		10,000,000				10,000,000	10,000,000
	1 予 備 費	10,000,000				10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計		748,485,000		535,251,723		213,233,277	213,233,277

歳入歳出差引残額

74,865,264 円

令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	511,994,000円
歳入決算額	468,018,336円
歳 出	
歳出予算額	511,994,000円
歳出決算額	420,677,185円

令和3年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				生田緑地ゴルフ場事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰 越 金		20,900,000 円	1,544 円	1,544 円	円	0 円	△20,898,456 円
	1 繰 越 金	20,900,000	1,544	1,544		0	△20,898,456
2 諸 収 入		390,094,000	395,016,792	395,016,792		0	4,922,792
	1 雑 入	390,094,000	395,016,792	395,016,792		0	4,922,792
3 市 債		101,000,000	73,000,000	73,000,000		0	△28,000,000
	1 市 債	101,000,000	73,000,000	73,000,000		0	△28,000,000
歳 入 合 計		511,994,000	468,018,336	468,018,336		0	△43,975,664

歳 出			生田緑地ゴルフ場事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 ゴ ル フ 場 事 業 費		145,956,000 円	88,393,197 円	円	57,562,803 円	57,562,803 円
	1 ゴ ル フ 場 事 業 費	145,956,000	88,393,197		57,562,803	57,562,803
2 公 債 費		39,539,000	36,595,988		2,943,012	2,943,012
	1 公 債 費	39,539,000	36,595,988		2,943,012	2,943,012
3 諸 支 出 金		300,615,000	295,688,000		4,927,000	4,927,000
	1 繰 出 金	300,615,000	295,688,000		4,927,000	4,927,000
4 予 備 費		25,884,000			25,884,000	25,884,000
	1 予 備 費	25,884,000			25,884,000	25,884,000
歳 出 合 計		511,994,000	420,677,185		91,316,815	91,316,815

歳入歳出差引残額

47,341,151 円

令和 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	1,604,774,000円
歳入決算額	404,305,799円
歳 出	
歳出予算額	1,604,774,000円
歳出決算額	404,305,799円

令和 3 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入				公共用地先行取得等事業特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 使用料及び手数料		1,000 円	円	円	円	円	△1,000 円
	1 手 数 料	1,000					△1,000
2 財 産 収 入		150,000	257,881	257,881		0	107,881
	1 財 産 運 用 収 入	150,000	257,881	257,881		0	107,881
3 繰 入 金		503,895,000	403,455,079	403,455,079		0	△100,439,921
	1 基 金 繰 入 金	174,726,000	174,725,860	174,725,860		0	△140
	2 他 会 計 繰 入 金	329,169,000	228,729,219	228,729,219		0	△100,439,781
4 繰 越 金		1,000					△1,000
	1 繰 越 金	1,000					△1,000
5 諸 収 入		727,000	947,283,814	592,839		946,690,975	△134,161
	1 雑 入	727,000	947,283,814	592,839		946,690,975	△134,161
6 市 債		1,100,000,000					△1,100,000,000
	1 市 債	1,100,000,000					△1,100,000,000
歳 入 合 計		1,604,774,000	1,350,996,774	404,305,799		946,690,975	△1,200,468,201

歳 出				公共用地先行取得等事業特別会計			
款	項	予 算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公共用地先行取得等事業費		1,413,206,000 円		229,579,939 円	円	1,183,626,061 円	1,183,626,061 円
	1 公共用地先行取得等事業費	1,413,206,000		229,579,939		1,183,626,061	1,183,626,061
2 公 債 費		11,842,000				11,842,000	11,842,000
	1 公 債 費	11,842,000				11,842,000	11,842,000
3 諸 支 出 金		174,726,000		174,725,860		140	140
	1 繰 出 金	174,726,000		174,725,860		140	140
4 予 備 費		5,000,000				5,000,000	5,000,000
	1 予 備 費	5,000,000				5,000,000	5,000,000
歳 出 合 計		1,604,774,000		404,305,799		1,200,468,201	1,200,468,201

歳入歳出差引残額

0 円

令和3年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入	
歳入予算額	195,234,060,000円
歳入決算額	192,716,414,868円
歳 出	
歳出予算額	195,234,060,000円
歳出決算額	192,716,414,868円

令和3年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入				公債管理特別会計			
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 財 産 収 入		1,889,919,000 円	1,242,673,100 円	1,242,673,100 円		0 円	△647,245,900 円
	1 財 産 運 用 収 入	1,889,919,000	1,242,673,100	1,242,673,100		0	△647,245,900
2 繰 入 金		159,650,140,000	157,779,741,768	157,779,741,768		0	△1,870,398,232
	1 基 金 繰 入 金	37,090,737,000	36,270,098,393	36,270,098,393		0	△820,638,607
	2 他 会 計 繰 入 金	122,559,403,000	121,509,643,375	121,509,643,375		0	△1,049,759,625
3 繰 越 金		1,000					△1,000
	1 繰 越 金	1,000					△1,000
4 市 債		33,694,000,000	33,694,000,000	33,694,000,000		0	0
	1 借 換 債	33,694,000,000	33,694,000,000	33,694,000,000		0	0
歳 入 合 計		195,234,060,000	192,716,414,868	192,716,414,868		0	△2,517,645,132

歳 出				公債管理特別会計			
款	項	予 算 現 額		支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公 債 費		192,175,208,000 円		190,480,200,775 円		1,695,007,225 円	1,695,007,225 円
	1 公 債 費	192,175,208,000		190,480,200,775		1,695,007,225	1,695,007,225
2 諸 支 出 金		3,056,852,000		2,236,214,093		820,637,907	820,637,907
	1 繰 出 金	3,056,852,000		2,236,214,093		820,637,907	820,637,907
3 予 備 費		2,000,000				2,000,000	2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000				2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		195,234,060,000		192,716,414,868		2,517,645,132	2,517,645,132

歳入歳出差引残額

0 円

令和3年度川崎市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決算額の増△減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法 第24条第3項の規定 による支出額 に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	
第1款 病院事業収益	35,260,389,000	—	—	35,260,389,000	40,193,585,864	4,933,196,864	
第1項 医 業 収 益	28,377,537,000	—	—	28,377,537,000	27,342,795,892	△ 1,034,741,108	※1
第2項 医 業 外 収 益	6,032,209,000	—	—	6,032,209,000	6,351,642,872	319,433,872	※2
第3項 特 別 利 益	850,643,000	—	—	850,643,000	6,499,147,100	5,648,504,100	※3

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 146,753,696円 ※2 うち仮受消費税 及び地方消費税 19,547,920円 ※3 うち仮受消費税及び地方消費税 214,833円

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越 額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24条第3項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額					合 計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
第 1 款 病 院 事 業 費 用	36,244,906,000	—	—	—	—	36,244,906,000	—	36,244,906,000	34,729,189,082	—	1,515,716,918	
第 1 項 医 業 費 用	35,201,709,000	—	—	—	—	35,201,709,000	—	35,201,709,000	33,632,899,050	—	1,568,809,950	※1
第 2 項 医 業 外 費 用	863,283,000	—	—	—	—	863,283,000	—	863,283,000	813,969,997	—	49,313,003	※2
第 3 項 特 別 損 失	169,914,000	—	—	—	—	169,914,000	—	169,914,000	282,320,035	—	△ 112,406,035	※3
第 4 項 予 備 費	10,000,000	—	—	—	—	10,000,000	—	10,000,000	0	—	10,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 790,535,117円 ※2 うち仮払消費税 及び地方消費税 20,266円 ※3 うち仮払消費税及び地方消費税 5,662,586円

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決算額の増△減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規 定による繰 越 額	地方公営企業法 第26条の規 定による繰 越 額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 病院事業 資本的収入	6,872,946,000	—	6,872,946,000	728,400,000	—	7,601,346,000	5,550,235,520	△ 2,051,110,480	
第1項 企業債	4,588,000,000	—	4,588,000,000	728,400,000	—	5,316,400,000	3,421,600,000	△ 1,894,800,000	企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発行する額 312,100,000 円
第2項 固定資産 売却代金	2,000	—	2,000	—	—	2,000	0	△ 2,000	(2) 不用額 1,582,700,000 円
第3項 補助金	275,319,000	—	275,319,000	—	—	275,319,000	112,062,600	△ 163,256,400	合 計 1,894,800,000 円
第4項 負担金	2,009,625,000	—	2,009,625,000	—	—	2,009,625,000	2,016,572,920	6,947,920	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による繰 越 額	継 続 費 次 繰 越 額		地方公営 企業法第 26条の規 定による繰 越 額	継 続 費 次 繰 越 額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 病院事業 資本的支出	8,751,420,000	—	—	8,751,420,000	907,838,437	—	9,659,258,437	7,453,013,034	450,056,713	—	1,756,188,690	
第1項 建設改良費	5,075,603,000	—	—	5,075,603,000	907,838,437	—	5,983,441,437	3,777,196,046	450,056,713	—	1,756,188,678	※1
第2項 企業債 償還金	3,675,817,000	—	—	3,675,817,000	—	—	3,675,817,000	3,675,816,988	—	—	12	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 339,604,801円

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額120,000,000円を除く。)が、資本的支出額(翌年度へ繰り越される支出に充当する額77,010,000円を加える。)に不足する額2,099,787,514円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,514,811円、繰越工事資金89,130,000円及び過年度分 損益勘定留保資金1,989,142,703円で補てんした。

令和3年度川崎市病院事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

				(内 訳)		
				川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(単位 円)						
1 医 業 収 益				(19,071,790,577)	(7,122,044,115)	(1,002,207,504)
(1) 入 院 収 益	16,567,044,740			12,436,827,751	4,130,216,989	—
(2) 外 来 収 益	7,758,885,924			5,250,556,234	2,508,329,690	—
(3) その他医業収益	<u>2,870,111,532</u>	27,196,042,196		<u>1,384,406,592</u>	<u>483,497,436</u>	<u>1,002,207,504</u>
2 医 業 費 用				(20,903,346,516)	(10,123,000,366)	(1,401,252,969)
(1) 給 与 費	16,122,659,730			10,560,330,332	5,538,230,489	24,098,909
(2) 材 料 費	6,840,292,942			5,111,683,339	1,728,609,603	—
(3) 経 費	6,574,409,367			3,982,626,016	1,934,959,892	656,823,459
(4) 減価償却費	2,624,031,783			1,096,411,934	829,435,890	698,183,959
(5) 資産減耗費	195,976,558			101,349,346	72,480,570	22,146,642
(6) 研究研修費	<u>70,229,471</u>	<u>32,427,599,851</u>		<u>50,945,549</u>	<u>19,283,922</u>	<u>—</u>
医 業 損 失		5,231,557,655		1,831,555,939	3,000,956,251	399,045,465
3 医 業 外 収 益				(3,351,292,694)	(2,096,189,683)	(884,655,963)
(1) 受取利息配当金	36,054			24,730	11,324	—
(2) 補助金	797,008,400			409,468,000	385,516,400	2,024,000
(3) 負担金交付金	3,882,664,000			2,170,451,083	1,292,757,917	419,455,000
(4) 患者外給食収益	440			0	440	—
(5) 長期前受金戻入	1,136,913,484			390,483,004	283,343,281	463,087,199
(6) 資本費繰入収益	256,999,000			193,192,000	63,807,000	—
(7) その他医業外収益	<u>258,516,962</u>	6,332,138,340		<u>187,673,877</u>	<u>70,753,321</u>	<u>89,764</u>

				(内 訳)		
				川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(単位 円)						
4 医 業 外 費 用				(1,067,346,647)	(561,373,458)	(278,987,737)
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	722,358,877			220,527,874	222,843,266	278,987,737
(2) 患者外給食材料費	245,354			52,700	192,654	—
(3) 雑 損 失	<u>1,185,103,611</u>	<u>1,907,707,842</u>	<u>4,424,430,498</u>	<u>846,766,073</u>	<u>338,337,538</u>	<u>0</u>
経 常 損 失		807,127,157		△ 452,390,108	1,466,140,026	△ 206,622,761
5 特 別 利 益				(3,560,489,933)	(2,838,285,748)	(100,156,586)
(1) 過年度損益修正益	376,727,667			357,395,693	19,331,974	0
(2) 長期前受金戻入	833,920,710			725,600,240	15,291,724	93,028,746
(3) その他特別利益	<u>5,288,283,890</u>	6,498,932,267		<u>2,477,494,000</u>	<u>2,803,662,050</u>	<u>7,127,840</u>
6 特 別 損 失				(157,602,963)	(107,099,428)	(11,955,058)
(1) 過年度損益修正損	<u>276,657,449</u>	<u>276,657,449</u>	<u>6,222,274,818</u>	<u>157,602,963</u>	<u>107,099,428</u>	<u>11,955,058</u>
当 年 度 純 利 益		5,415,147,661		3,855,277,078	1,265,046,294	294,824,289
前年度繰越欠損金		22,274,894,129		958,265,982	18,359,344,752	2,957,283,395
その他未処分利益 剰余金変動額		—		—	—	—
当年度末処理欠損金		<u>16,859,746,468</u>		<u>△ 2,897,011,096</u>	<u>17,094,298,458</u>	<u>2,662,459,106</u>

令和3年度川崎市病院事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

	資 本 金	剰 余 金						資 本 合 計
		資 本 剰 余 金				欠 損 金		
		受贈財産評価額	補助金	負担金	資本剰余金合計	未処理欠損金	欠損金合計	
前年度末残高	15,825,753,152	41,615,085	24,148,367	1,897,543,000	1,963,306,452	△ 22,274,894,129	△ 22,274,894,129	△ 4,485,834,525
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	38,988,000	91,976,763	△ 958,265,982	△ 958,265,982	7,883,757,356
井田病院	6,870,861,577	10,923,135	1,251,554	16,695,000	28,869,689	△ 18,359,344,752	△ 18,359,344,752	△ 11,459,613,486
多摩病院	204,845,000	600,000	0	1,841,860,000	1,842,460,000	△ 2,957,283,395	△ 2,957,283,395	△ 909,978,395
前年度処分類	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分類	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎病院	0	0	0	0	0	0	0	0
井田病院	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩病院	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	15,825,753,152	41,615,085	24,148,367	1,897,543,000	1,963,306,452	(繰越欠損金) △ 22,274,894,129	△ 22,274,894,129	△ 4,485,834,525
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	38,988,000	91,976,763	△ 958,265,982	△ 958,265,982	7,883,757,356
井田病院	6,870,861,577	10,923,135	1,251,554	16,695,000	28,869,689	△ 18,359,344,752	△ 18,359,344,752	△ 11,459,613,486
多摩病院	204,845,000	600,000	0	1,841,860,000	1,842,460,000	△ 2,957,283,395	△ 2,957,283,395	△ 909,978,395
当年度変動額	0	0	0	172,521,000	172,521,000	5,415,147,661	5,415,147,661	5,587,668,661
川崎病院	0	0	0	6,986,500	6,986,500	3,855,277,078	3,855,277,078	3,862,263,578
井田病院	0	0	0	2,991,500	2,991,500	1,265,046,294	1,265,046,294	1,268,037,794
多摩病院	0	0	0	162,543,000	162,543,000	294,824,289	294,824,289	457,367,289
受贈財産の受入	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎病院	0	0	0	0	0	0	0	0
井田病院	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩病院	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計負担金の受入	0	0	0	172,521,000	172,521,000	0	0	172,521,000
川崎病院	0	0	0	6,986,500	6,986,500	0	0	6,986,500
井田病院	0	0	0	2,991,500	2,991,500	0	0	2,991,500
多摩病院	0	0	0	162,543,000	162,543,000	0	0	162,543,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	5,415,147,661	5,415,147,661	5,415,147,661
川崎病院	0	0	0	0	0	3,855,277,078	3,855,277,078	3,855,277,078
井田病院	0	0	0	0	0	1,265,046,294	1,265,046,294	1,265,046,294
多摩病院	0	0	0	0	0	294,824,289	294,824,289	294,824,289
当年度末残高	15,825,753,152	41,615,085	24,148,367	2,070,064,000	2,135,827,452	(当年度末処理欠損金) △ 16,859,746,468	△ 16,859,746,468	1,101,834,136
川崎病院	8,750,046,575	30,091,950	22,896,813	45,974,500	98,963,263	2,897,011,096	2,897,011,096	11,746,020,934
井田病院	6,870,861,577	10,923,135	1,251,554	19,686,500	31,861,189	△ 17,094,298,458	△ 17,094,298,458	△ 10,191,575,692
多摩病院	204,845,000	600,000	0	2,004,403,000	2,005,003,000	△ 2,662,459,106	△ 2,662,459,106	△ 452,611,106

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものである。

令和3年度川崎市病院事業欠損処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当年度末残高	15,825,753,152	2,135,827,452	△ 16,859,746,468
川崎病院	8,750,046,575	98,963,263	2,897,011,096
井田病院	6,870,861,577	31,861,189	△ 17,094,298,458
多摩病院	204,845,000	2,005,003,000	△ 2,662,459,106
議会の議決による処分類	0	0	0
川崎病院	0	0	0
井田病院	0	0	0
多摩病院	0	0	0
処分後残高	15,825,753,152	2,135,827,452	(繰越欠損金) △ 16,859,746,468
川崎病院	8,750,046,575	98,963,263	2,897,011,096
井田病院	6,870,861,577	31,861,189	△ 17,094,298,458
多摩病院	204,845,000	2,005,003,000	△ 2,662,459,106

(注) この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

令和3年度川崎市病院事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

		(内 訳)			
		(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
資 産 の 部					
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
ア 土 地	6,719,713,748		426,223,995	435,060,037	5,858,429,716
イ 建 物	76,515,125,524		38,144,179,685	17,745,150,504	20,625,795,335
減価償却累計額	<u>△ 45,110,500,347</u>	31,404,625,177	<u>△ 26,038,730,155</u>	<u>△ 6,567,054,532</u>	<u>△ 12,504,715,660</u>
ウ 構 築 物	1,836,581,572		915,742,381	712,794,292	208,044,899
減価償却累計額	<u>△ 1,413,293,606</u>	423,287,966	<u>△ 868,182,142</u>	<u>△ 347,468,813</u>	<u>△ 197,642,651</u>
エ 器 械 備 品	16,191,715,132		9,268,234,357	4,968,807,776	1,954,672,999
減価償却累計額	<u>△ 10,950,738,176</u>	5,240,976,956	<u>△ 5,944,408,765</u>	<u>△ 3,152,839,316</u>	<u>△ 1,853,490,095</u>
オ 車 両	17,070,114		4,634,384	10,596,059	1,839,671
減価償却累計額	<u>△ 15,237,100</u>	1,833,014	<u>△ 3,858,679</u>	<u>△ 9,630,734</u>	<u>△ 1,747,687</u>
カ リース資産	335,311,064		283,256,574	52,054,490	—
減価償却累計額	<u>△ 127,724,594</u>	207,586,470	<u>△ 113,511,220</u>	<u>△ 14,213,374</u>	—
キ その他有形固定資産	56,802,038		53,951,629	2,850,409	—
減価償却累計額	<u>△ 32,278,767</u>	24,523,271	<u>△ 29,570,877</u>	<u>△ 2,707,890</u>	—
ク 建設仮勘定	<u>906,686,221</u>		<u>422,588,268</u>	<u>476,397,953</u>	<u>7,700,000</u>
有形固定資産合計		44,929,232,823	16,520,549,435	14,309,796,861	14,098,886,527
(2) 無形固定資産					
ア 電話加入権	60,600		—	60,600	—
イ 施設利用権	<u>1,853,616</u>		—	<u>1,853,616</u>	—
無形固定資産合計		<u>1,914,216</u>	—	<u>1,914,216</u>	—
固定資産合計		44,931,147,039	16,520,549,435	14,311,711,077	14,098,886,527

		(内 訳)			
		(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
2 流 動 資 産					
(1) 現金預金					
	7,140,120,731		7,135,384,345	4,736,386	—
(2) 未収金					
	7,250,368,770		4,449,639,188	2,796,717,862	4,011,720
貸倒引当金	<u>△ 64,435,182</u>	7,185,933,588	<u>△ 51,896,858</u>	<u>△ 12,538,324</u>	—
(3) 貯蔵品					
	195,628,512		151,257,498	44,371,014	—
(4) 前払金					
	<u>748,200</u>		<u>0</u>	<u>748,200</u>	—
流動資産合計		<u>14,522,431,031</u>	<u>11,684,384,173</u>	<u>2,834,035,138</u>	<u>4,011,720</u>
資産合計		<u>59,453,578,070</u>	<u>28,204,933,608</u>	<u>17,145,746,215</u>	<u>14,102,898,247</u>

		(内 訳)			
		(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
3 固 定 負 債					
(1) 企業債					
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>40,935,141,931</u>		<u>12,942,010,893</u>	<u>15,005,384,057</u>	<u>12,987,746,981</u>
企業債合計		40,935,141,931	12,942,010,893	15,005,384,057	12,987,746,981
(2) リース債務					
	141,090,399		113,514,849	27,575,550	—
(3) 引当金					
ア 退職給付引当金	<u>5,796,253,510</u>		<u>3,654,192,096</u>	<u>2,116,305,014</u>	<u>25,756,400</u>
引当金合計		<u>5,796,253,510</u>	<u>3,654,192,096</u>	<u>2,116,305,014</u>	<u>25,756,400</u>
固定負債合計		46,872,485,840	16,709,717,838	17,149,264,621	13,013,503,381
4 流 動 負 債					
(1) 企業債					
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>3,768,889,215</u>		<u>2,071,336,849</u>	<u>652,323,069</u>	<u>1,045,229,297</u>
企業債合計		3,768,889,215	2,071,336,849	652,323,069	1,045,229,297
(2) リース債務					
	60,731,256		50,465,690	10,265,566	—
(3) 未払金					
	4,730,913,662		3,051,787,875	1,675,059,704	4,066,083

		(内 訳)			
		(単位 円)	川 崎 病 院	井 田 病 院	多 摩 病 院
(4) 未 払 費 用		285,320,557	183,443,605	88,276,102	13,600,850
(5) 引 当 金					
ア 賞 与 引 当 金	<u>990,285,409</u>		<u>629,955,883</u>	<u>358,347,152</u>	<u>1,982,374</u>
引 当 金 合 計		990,285,409	629,955,883	358,347,152	1,982,374
(6) そ の 他 流 動 負 債	<u>184,670,251</u>		<u>87,886,286</u>	<u>96,783,965</u>	<u>—</u>
流 動 負 債 合 計		10,020,810,350	6,074,876,188	2,881,055,558	1,064,878,604
5 繰 延 収 益					
長 期 前 受 金	18,074,734,252		8,881,367,532	1,811,715,146	7,381,651,574
収 益 化 累 計 額	<u>△ 16,616,286,508</u>		<u>△ 8,261,152,929</u>	<u>△ 1,483,731,006</u>	<u>△ 6,871,402,573</u>
繰 延 収 益 合 計		1,458,447,744	620,214,603	327,984,140	510,249,001
負 債 合 計		<u>58,351,743,934</u>	<u>23,404,808,629</u>	<u>20,358,304,319</u>	<u>14,588,630,986</u>
資 本 の 部					
6 資 本 金		15,825,753,152	8,750,046,575	6,870,861,577	204,845,000
7 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
ア 受 贈 財 産 評 価 額	41,615,085		30,091,950	10,923,135	600,000
イ 補 助 金	24,148,367		22,896,813	1,251,554	—
ウ 負 担 金	<u>2,070,064,000</u>		<u>45,974,500</u>	<u>19,686,500</u>	<u>2,004,403,000</u>
資 本 剰 余 金 合 計		2,135,827,452	98,963,263	31,861,189	2,005,003,000
(2) 欠 損 金					
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>16,859,746,468</u>		<u>△ 2,897,011,096</u>	<u>17,094,298,458</u>	<u>2,662,459,106</u>
欠 損 金 合 計	<u>16,859,746,468</u>		<u>△ 2,897,011,096</u>	<u>17,094,298,458</u>	<u>2,662,459,106</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 14,723,919,016</u>	<u>2,995,974,359</u>	<u>△ 17,062,437,269</u>	<u>△ 657,456,106</u>
資 本 合 計		<u>1,101,834,136</u>	<u>11,746,020,934</u>	<u>△ 10,191,575,692</u>	<u>△ 452,611,106</u>
負 債 資 本 合 計		<u>59,453,578,070</u>	<u>35,150,829,563</u>	<u>10,166,728,627</u>	<u>14,136,019,880</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法による(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物	5～47年
構築物	10～50年
器械備品	2～20年
車両	4～ 6年
その他有形固定資産	35年

イ 無形固定資産(リース資産を除く。)

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、

当事業年度末における支給(支払)見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりである。

リース資産	126,449,886円
-------	--------------

リース債務	126,449,886円
-------	--------------

(2) 受贈財産の受入れによる資産の取得

当年度、新たに計上した受贈財産の受入れによる資産の取得額は次のとおりである。

器械備品	1,086,000円
------	------------

3 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は26,204,190,336円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

報告セグメント	事業の内容
川崎市立川崎病院	川崎市立川崎病院の運営 許可病床数 713床 (一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床)
川崎市立井田病院	川崎市立井田病院の運営 許可病床数 383床 (一般病床 343床、結核病床 40床)
川崎市立多摩病院	川崎市立多摩病院の運営(指定管理者制度による運営) 許可病床数 376床 (一般病床 376床)

(2) 報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

	川崎病院	井田病院	多摩病院	合 計
医業収益	19,071,790,577	7,122,044,115	1,002,207,504	27,196,042,196
医業費用	20,903,346,516	10,123,000,366	1,401,252,969	32,427,599,851
医業損益	△ 1,831,555,939	△ 3,000,956,251	△ 399,045,465	△ 5,231,557,655
経常損益	452,390,108	△ 1,466,140,026	206,622,761	△ 807,127,157
セグメント資産	28,204,933,608	17,145,746,215	14,102,898,247	59,453,578,070
セグメント負債	23,404,808,629	20,358,304,319	14,588,630,986	58,351,743,934
その他の項目				
収益的収入 他会計繰入金	3,497,727,083	1,709,679,917	742,978,000	5,950,385,000
(うち資本費繰入収益)	(193,192,000)	(63,807,000)	(一)	(256,999,000)
資本的収入 他会計繰入金	1,059,215,000	273,902,000	676,508,000	2,009,625,000
減価償却費	1,096,411,934	829,435,890	698,183,959	2,624,031,783
特別利益	3,560,489,933	2,838,285,748	100,156,586	6,498,932,267
特別損失	157,602,963	107,099,428	11,955,058	276,657,449
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,376,300,486	1,443,880,141	51,444,573	3,871,625,200

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務	60,731,256円
---------	-------------

長期リース債務	141,090,399円
---------	--------------

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として23,490,230円を処理するため、貸倒引当金23,483,212円を取り崩している。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として499,971,450円を支給するため、退職給付引当金499,971,450円を取り崩している。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として2,955,316,663円を支給(支払)するため、賞与引当金963,300,433円を取り崩している。

(5) 資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

令和3年度川崎市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	
第1款 下水道事業収益	44,960,857,000	0	0	44,960,857,000	43,775,364,169	△ 1,185,492,831	
第1項 営業収益	36,396,701,000	0	0	36,396,701,000	35,116,014,422	△ 1,280,686,578 ※1	
第2項 営業外収益	8,021,172,000	0	0	8,021,172,000	8,017,400,207	△ 3,771,793 ※2	
第3項 特別利益	542,984,000	0	0	542,984,000	641,949,540	98,965,540 ※3	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 2,195,468,528円

※2 うち仮受消費税及び地方消費税 8,970,428円

※3 うち仮受消費税及び地方消費税 3,401,373円

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	合 計				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1款 下水道事業費用	41,745,406,000	0	0	0	0	41,745,406,000	0	41,745,406,000	39,372,396,043	0	2,373,009,957	
第1項 営業費用	38,701,723,000	0	0	0	0	38,701,723,000	0	38,701,723,000	36,461,816,683	0	2,239,906,317 ※1、3	
第2項 営業外費用	3,013,673,000	0	0	0	0	3,013,673,000	0	3,013,673,000	2,910,494,660	0	103,178,340 ※2、4	
第3項 特別損失	10,010,000	0	0	0	0	10,010,000	0	10,010,000	84,700	0	9,925,300	
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

※1 うち仮払消費税及び地方消費税 888,053,656円

※2 うち仮払消費税及び地方消費税 3,516,138円

※3 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出 61,917,605円

※4 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出 222,139円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 下水道事業資本的収入	34,493,803,000	1,837,386,000	36,331,189,000	11,255,406,000	0	47,586,595,000	32,402,364,654	△ 15,184,230,346	
第1項 企業債	27,346,000,000	148,000,000	27,494,000,000	6,802,000,000	0	34,296,000,000	24,742,000,000	△ 9,554,000,000	※企業債収入減額内訳 (1) 翌年度へ繰下発 行する額 8,633,000,000円 (2) 不用額 921,000,000円
第2項 一般会計出資金	423,633,000	0	423,633,000	0	0	423,633,000	413,632,991	△ 10,000,009	
第3項 国庫補助金	5,500,000,000	1,689,386,000	7,189,386,000	4,453,406,000	0	11,642,792,000	6,031,522,000	△ 5,611,270,000	
第4項 負担金	14,310,000	0	14,310,000	0	0	14,310,000	3,402,031	△ 10,907,969	
第5項 寄附金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000	
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30,000	0	30,000	0	0	30,000	0	△ 30,000	
第7項 基金繰入金	1,205,689,000	0	1,205,689,000	0	0	1,205,689,000	1,205,688,200	△ 800	
第8項 固定資産売却代金	4,121,000	0	4,121,000	0	0	4,121,000	6,119,432	1,998,432 ※1	
第9項 投資収入	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000	

※1 うち仮受消費税及び地方消費税 556,312円